

V 表

彰

第 4 4 回衆議院議員総選挙に係る総務大臣表彰

(1) 選挙管理委員会

板柳町選挙管理委員会

(2) 選挙管理委員会委員・職員

相馬村選挙管理委員会 委員長 福 島 勝 弘

福地村選挙管理委員会 委員長 滝 田 福 美

(3) 民間団体・個人

鱈ヶ沢町明るい選挙推進協議会

大鰐町明るい選挙推進協議会

VI 参 考 資 料

1 主要事務日程表

月	日	曜	選挙期 日前後	公示日 日前後	県 委 員 会					市町村委員会	
					事 務 内 容	担 当 区 分					
						選 挙 G	総 行 務 政 ・ G	理 財 G	地 政 策 G		市 税 町 村 G
7	22	金	前 51	前 39	1 市町村委員会に対する照会 (1) 開票区の設定の申出 (2) 繰上投票の申出 (3) 個人演説会等を開催することができる施設の指定 (4) 投票区数及びポスター掲示場数 2 諸会議打合せ事項作成 3 選挙啓発事業実施要領作成 4 投票用紙等の発注準備 5 候補者等交付物品等発注 6 選挙啓発資材作成準備	○					
8	5	金	前 37	前 25	在外投票用紙等の受領 (総務省から)	○					
	8	月	前 34	前 22	◎衆議院解散						1 在外投票事務処理簿作成(令65の19) 2 在外投票用紙(郵便等投票)の発送開始(令65の11②、在外規則23)
	9	火	前 33	前 21	1 委員会の開催 (10時30分、委員室) (1) 選挙長及び同職務代理者の選任(法75、令80) (2) 選挙分会長及び同職務代理者の選任(法75、令80) (3) 審査分会長及び同職務代理者の選任(審査法27②、審査令16準用公選令80) (4) 選挙会の場所及び日時(法77、78) (5) 選挙分会の場所及び日時の決定(法77、78) (6) 審査分会の場所及び日時(審査法27①、34準用公選法78) (7) 選挙長、選挙分会長、審査分会長の事務取扱場所 (8) 選挙人名簿の選挙時登録の要領、縦覧期間(法22②、23①) (9) 投票用紙の様式、紙色等(法45②、規則5①、7、審査法14③) (10) 小選挙区選出議員選挙のポスター掲示場の掲示面の区画数の決定	○	○				在外投票用紙等の受領 (県委員会から)

月	日	曜	選挙期日前後	公示日前後	県 委 員 会					市町村委員会	
					事務内容	担 当 区 分					
						選挙 G	総行政 政・G	理 財 G	地政 域策 G		市税 町 村G
8	9	火	前 33	前 21	(11) 小選挙区選出議員選挙のポスター掲示場数の総数の減少の協議(法144の2②) (12) 候補者届出政党の政見放送の日時を決定するくじの執行場所及び日時(放送実施規程14①) (13) 投票記載所の政党名等の掲示の順序決定のくじの執行場所及び日時(比例代表)(法175③) 2 投票用紙等の発注 3 点字による作成物送付先の照会 4 立候補届出受付体制作成 5 市町村委員会、指定病院等に対する委員会決定事項等の通知		○		○		
12	金	前 30	前 18	1 市町村選管委員長及び事務担当者打合せ会議(13時30分、75分 97分) 2 告示事項 選挙人名簿の選挙時登録の要領(令14②)	○						
15	月	前 27	前 15	放送局との政見放送に関する打合せ(10時、委員室)	○		○				委員会の開催 (1) 投票管理者及び期日前投票管理者並びに同職務代理者の選任(法37②、④、法48の2読替法37の2、令24①、④) (2) 開票管理者及び同職務代理者の選任(法61②、④、令67①、⑥) (3) 投票立会人及び期日前投票所の投票立会人の選任(法38①、法48の2読替法38の1) (4) 投票所、期日前投票所及び在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定(法39、法48の2準用法39、法49の2②読替法48の①) (5) 開票の場所及び日時の指定(法63)

月	日	曜	選挙期 日前後	公示日 日前後	県 委 員 会					市町村委員会	
					事 務 内 容	担 当 区 分					
						選 挙 G	総 行 務 政 ・ G	理 財 G	地 政 域 策 G		市 税 町 村 G
8	15	月	前 27	前 15						(6) 開票立会人決定のくじの執行場所及び日時 の決定(法62②) (7) 不在者投票を管理する場所の決定 (8) ポスター掲示場設置場所の決定(法144の2③) (9) 投票記載所の氏名等掲示の順序決定のくじの執行場所及び日時の決定(小選挙区)(法175③) (10) 期日前投票及び不在者投票の代理投票補助者の選任 (11) 投票・開票事務従事者の任命 (12) 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の縦覧場所の決定(法23、法30の7) (13) 不在者投票用紙等の公示前の発送日の決定(令53①、令59の4④) (14) 投票所入場券の交付決定 (15) 国民審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所の決定(審査令20)	
	17	水	前 25	前 13	候補者届出政党等及び立候補予定者に対する説明会(13時30分、7Fスカ サファイア)	○					
	18	木	前 24	前 12	1 立候補届出書類事前審査開始 2 都道府県選管委員長、書記長等会議(総務省)	○	○				
	22	月	前 20	前 8	報道協議会との投開票速報に関する打合せ(13時30分、西棟7階A会議室)	○	○				
	23	火	前 19	前 7	投開票速報オンラインリハーサル(1回目)	○				投開票速報オンラインリハーサル(1回目)	
	26	金	前 16	前 4	1 投票用紙等の搬送(小選挙区、比例代表用) 2 候補者等交付物品等の確認(16時00分、委員室) 3 立候補届出書類事前審査期限	○	○			1 投票用紙等の受領 2 不在者投票事務処理簿の作成(令61)	

月	日	曜	選挙期日前後	公示日前後	県 委 員 会					市町村委員会	
					事務内容	担 当 区 分					
						選挙G	総行務政・G	理財G	地政域策G		市税町村G
8	27	土	前15	前3						選挙人名簿及び在外選挙人名簿に係る縦覧場所告示期限(法23②、法30の7②)	
	29	月	前13	前1	1 選挙人名簿登録者数及び在外選挙人名簿登録者数の市町村委員会からのFAX報告受信、集計及び発表 2 立候補届出受付リハーサル(15時、各立候補届出受付場所) 3 選挙立会人決定のくじの執行場所及び日時決定期限(法76準用法62⑥)(小選挙区及び比例代表)	○	○				1 選挙人名簿登録基準日 2 選挙人名簿登録日 3 選挙人名簿登録者数及び在外選挙人名簿登録者数の県委員会へのFAX報告(10時まで) 4 ポスター掲示場設置完了 5 地方自治法第74条第5項の数の告示
	30	火	前12	0	◎選挙期日の公示日 1 告示すべき事項 (1) 選挙長及び同職務代理者の住所、氏名(令81) (2) 選挙分会長及び同職務代理者の住所、氏名(令81) (3) 投票用紙の様式、紙色等 (4) ポスター掲示場の掲示面の区画数 (5) 政見放送の日時を定めるくじの執行場所及び日時 (6) 投票記載所の政党名等の掲示の順序決定のくじの執行場所及び日時(比例代表) (7) 選挙会の場所及び日時(法78) (8) 選挙分会の場所及び日時(法78) (9) 選挙運動費用支出制限額(法196) (10) 選挙長及び選挙分会長の事務取扱場所 (11) 選挙立会人を決定するくじの執行場所及び日時(法76準用法62⑥)(小選挙区及び比例代表) (12) 地方自治法第74条第5項の数の数 2 処理すべき事項 (1) 立候補届出受付(法86)及び交付物品・証明書類等交付	○					◎選挙期日の公示日 1 告示すべき事項 (1) 投票管理者及び期日前投票管理者並びに同職務代理者の住所、氏名等(令25、令49の7詔替令25) (2) 開票管理者及び同職務代理者の住所、氏名(令68) (3) 不在者投票を管理する場所 (4) 投票所及び期日前投票所(法41①、法48の2準用法41の2) (5) 開票の場所及び日時(法64) (6) 投票所閉鎖時刻の変更(法40②) (7) ポスター掲示場設置場所(法144の2④) (8) 開票立会人を決定するくじの執行場所及び日時(法62⑥) (9) 投票記載所の氏名等の掲示の順序決定のくじの執行場所及び日時(小選挙区) (10) 国民審査裁判官の氏名等を掲示する場所 2 処理すべき事項 (1) 選挙人名簿の縦覧、(異議の申出期間) (2) 在外選挙人名簿の縦覧(異議の申出期間)

月	日	曜 日	選挙期 日前後	公示日 前後	県 委 員 会					市町村委員会	
					事務内容	担 当 区 分					
						選挙 G	総行 務政 ・G	理 財 G	地政 域策 G		市税 町 村G
8	30	火	前 12	0	(2) 選挙事務所設置・異動届受付開始(法130②) (3) 出納責任者の選任届受付開始(法180③) (4) 報酬の支給を受けることができる選挙運動従事者等の届出受付開始(法197の2⑤) (5) 選挙立会人選任届出受付開始(小選挙区及び比例代表)(法76準用法62①) (6) 選挙公営届出受付開始 ① 選挙運動用自動車の使用(令109の4①) ② 選挙運動用自動車の運転手の雇用(令109の4①) ③ 選挙運動用自動車の燃料の供給(令109の4①) ④ 選挙運動用通常葉書の作成(令109の7①) ⑤ 選挙運動用ビラの作成(令109の8) ⑥ 選挙事務所の立札及び看板の作成(令110の2①) ⑦ 選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板の類の作成(令110の3) ⑧ 選挙運動用ポスターの作成(令110の4①) ⑨ 個人演説会場の立札及び看板の類の作成(令125の3) ⑩ 政見放送のための録音又は録画の公営(令111の5) (7) 選挙公報掲載文申請受付及び申請期限(小選挙区)(法168①) (8) 選挙公報掲載文の掲載順序を決定するくじの執行(小選挙区)(法169⑤)(17時10分、県選管事務局) (9) 選挙公報印刷発注(小選挙区) (10) 候補者届出政党の政見放送申込期限(放送規程5④)	○	○				(3) 開票立会人届出受理(小選挙区及び比例代表) (4) 公営施設使用の個人演説会、政党演説会及び政党等演説会開催申出書受付開始(法163) (5) 選挙事務所設置・異動届受付開始(法130②) (6) 投票所入場券交付開始(令31) (7) 投票記載所等の氏名等掲示の順序決定のくじの執行(小選挙区)(法175③)

月	日	曜	選挙期 日前後	公示 日前後	県 委 員 会					市町村委員会	
					事 務 内 容	担 当 区 分					
						選 挙 G	総行 務政 ・G	理 財 G	地政 域策 G		市税 町 村G
8	30	火	前 12	0	(11) 政見放送の日時を決定 するくじの執行（放送規 程13）（17時30分、県選管 事務局） (12) 経歴放送に係る経歴書 の提出期限（候補者）（放 送規程 6 ①） (13) 立候補者の氏名、住所 等の市町村委員会への電 子メール送付 ○ (14) 名簿届出政党等の名称 等の通知受理（令92 ⑤） ○ (15) 名簿届出政党等の名称 等の市町村委員会への電 子メール送付 ○ (16) 投票記載所の政党等の 名称等の掲示順序の決定 のくじ執行（比例代表） （法175③）（19時、県 選管事務局） ○ (17) 名簿届出政党等の名称 等の掲示順序の市町村委 員会への電子メール送付 ○ ◎ 審査投票期日及び裁判官 氏名の告示 1 告示すべき事項 ○ (1) 審査分会長及び同職務 代理者の住所、氏名（審 査令16、準用令81） (2) 審査投票用紙の様式、 紙色等 (3) 審査分会の場所及び日 時（審査法34、準用法78） (4) 審査分会長の事務取扱 場所 2 審査に付される裁判官の 氏名等の通知受理（審査令 2 ①） ○ 3 審査投票用紙印刷開始 ○ ○						
	31	水	前 11	後 1	1 告示すべき事項 候補者の届出の告示 （小選挙区）（法86⑬） ○ 2 投開票速報オンラインリ ハーサル（2回目） ○ 3 立候補者の被選挙権の有 無の照会 ○ 4 立候補者の氏名、住所等 の市町村委員会、指定病院 等への通知（令92①） ○						1 衆議院期日前投票及び 不在者投票開始（法48の2 ①、令53） 2 投開票速報オンライン リハーサル（2回目）

月	日	曜	選挙期 日前後	公示日 日前後	県 委 員 会					市町村委員会	
					事 務 内 容	担 当 区 分					
						選 挙 G	総 行 務 政 ・ G	理 財 G	地 政 城 策 G		市 税 町 村 G
8	31	水	前 11	後 1	4 名簿届出政党等の名称等の選挙分会長及び市町村委員会への通知(令92⑥) 5 名簿届出政党等の名称等の掲示順序の市町村委員会への通知 6 裁判官の氏名等の審査分会長及び市町村委員会への通知(審査令2②) 7 裁判官氏名等掲示の掲載順序の通知 8 審査公報原稿受領(中央選挙管理会から)	○					○
9	1	木	前 10	後 2	衆議院名簿登載者補充届出期限(法86の2⑨)						1 公示日申出の公営施設使用の個人演説会等開始(法163) 2 候補者の氏名等の投票管理者及び開票管理者への通知(令92②) 3 名簿届出政党の名称等の投票管理者及び開票管理者への通知(令92⑦準用同条②) 4 裁判官の氏名等の投票管理者及び開票管理者への通知(審査令2③)
	2	金	前 9	後 3	1 審査投票用紙等の搬送 2 選挙公報(比例代表)原稿受領(中央選挙管理会から)	○	○			○	審査投票用紙等の受領 ※選挙人名簿定時登録日
	3	土	前 8	後 4	1 選挙公報掲載文の掲載順序決定のくじの執行(比例代表)(法169⑤)(9時、県選管事務局) 2 選挙公報、審査公報印刷発注(比例代表)	○	○			○	
	4	日	前 7	後 5							1 国民審査期日前投票、不在者投票開始(審査令14) 2 裁判官氏名等の掲示開始(審査令22)
	5	月	前 6	後 6	選挙公報及び審査公報搬送	○	○				選挙公報及び審査公報受領
	6	火	前 5	後 7							投票所告示期限(法41①)

月	日	曜	選挙期 日前後	公示日 日前後	県 委 員 会					市町村委員会	
					事 務 内 容	担 当 区 分					
						選 挙 G	総 行 務 政 ・G	理 財 G	地 政 域 策 G		市 税 町 村 G
9	7	水	前 4	後 8	投開票速報受信要領に関する局内打合せ	○	○				郵便等による不在者投票及び在外投票(郵便等投票)の請求期限(令59の4①、令65の11①、審査令14)
	8	木	前 3	後 9	1 補充立候補届出期限(小選挙区)(法86⑧) 2 選挙立会人届出期限(法76) 3 選挙立会人決定のくじの執行(法76)(17時10分、県選管事務局) 4 審査分会立会人の選任及び通知(審査法27④)	○	○				1 投票立会人選任及び通知期限(法38①、令27) 2 開票立会人届出期限(法62①) 3 開票立会人決定のくじの執行(法62②、④) 4 開票立会人の氏名等の通知(令70の2)
	9	金	前 2	後 10	選挙立会人の補充選任及び通知(選挙長、選挙分会長)(法76準用法62⑧)	○					1 各世帯への選挙公報及び審査公報配布期限(法170①、審査令31) 2 開票立会人の補充選任及び通知(法62③) 3 投票管理者及び事務従事者打合せ会議
	10	土	前 1	後 11	1 選挙当日の有権者見込数の市町村委員会からのFAX速報受信 2 投開票速報受信場所の整備完了	○	○				1 期日前投票及び不在者投票最終日(法48の2、令53、審査令14) 2 選挙当日の有権者見込数のFAX報告(10時まで) 3 投票所、開票所の設置準備完了 4 投票記載所の氏名等掲示準備完了 5 不在者投票及び不在者事務処理簿の整理(令61) 6 在外投票及び在外投票事務処理簿の整理(令65の19) 7 期日前投票の投票箱等の選挙管理委員会への送致(法48の2読替法55)
	11	日	0	後 12	◎投・開票日 1 投票者数のFAX報告受信(全市町村から) 2 投票結果オンライン速報受信 3 開票結果オンライン速報受信 4 総務省に対する投開票結果速報	○	○				◎投・開票日 1 選挙人名簿抄本の投票管理者への送付期限(令28) 2 在外選挙人名簿抄本の指定在外選挙投票区投票管理者への送付期限(令65の13①読替令28①) 3 委員会の開催(選挙人名簿の抹消)

月	日	曜	選挙期 日前後	公示日 日前後	県 委 員 会					市町村委員会	
					事 務 内 容	担 当 区 分					
						選 挙 G	総 行 務 政 ・ G	理 財 G	地 政 策 G		市 税 町 村 G
9	11	日	後 0	後 12						4 選挙人名簿の抹消の告示 5 投票者数のFAX報告(全 市町村) 6 投票結果オンライン報告 7 開票結果オンライン報告	
	12	月	後 1	後 13	投・開票関係書類検収	○					1 投開票関係書類提出 2 ポスター掲示場撤去開始
	13	火	後 2	後 14	◎ 選挙会、選挙分会、審査 分会(ラ・プラス青い森) (選挙会第1区、第2区) 10時30分 (選挙会第3区、第4区) 11時 (選挙分会、審査分会) 11時30分 1 当選人の報告、告知及び 告示(法101①, ②) 2 当選証書付与式(13時30 分、ラ・プラス青い森)	○	○				
	14	水	後 3	後 15	1 選挙長及び審査長に対す る報告(総務省) 2 当選人に関する総務省報告	○					
	26	月	後 15	後 27	選挙運動に関する収入及び 支出の報告書提出期限 (法189①)	○					
10	11	火	後 30	後 42	選挙の効力に関する訴訟提 起期限(法204)						
	13	木	後 32	後 44	当選の効力に関する訴訟提 起期限(小選挙区)(法208①)						
	14	金	後 33	後 45	供託物の返還開始(令93②)	○					
					選挙運動に関する収入及び 支出の報告書の要旨の公表 (法192①)	○					

(注) この日程表の記載事項は、その主要なものを掲載しているが、その他必要な事項は、その都度行う。

2 衆議院小選挙区選出議員選挙立候補届出受付体制

衆議院小選挙区選出議員選挙に係る公示日（8月30日）における立候補届出受付体制は、次のとおりとする。

1 集合時間等

県選管及び時刻確認係は、午前7時30分、その他の職員は、午前8時00分までに立候補届出受付場所に集合すること。

また、本体制は、概ね午前9時00分までとし、それ以降の受付については、すべて県選管が対応するものとする。

2 受付の方法の概要

(1) 午前8時30分前に到着した立候補届出者については、くじにより受付順序を決定し、午前8時30分以降に到着した立候補届出者については、午前8時30分前に到着した立候補届出者の受付後、到着順序により受付を行うこととする。

(2) 選挙長による届出受理後、届出番号により、立候補届出者に交付物品等を交付する。

3 役割分担

- | | |
|-------------|-------------------|
| (1) 時刻確認係 | 1人（市選管A） |
| (2) 誘導係 | 2人（県選管A、県選管B） |
| (3) くじ執行係 | 1人（県選管A） |
| (4) 審査係 | 1人（市選管B） |
| (5) くじ補助係 | 2人（県選管B、市選管C） |
| (6) 物品交付係 | 候補者数（市選管D、市選管E、…） |
| (7) ビラ証紙交付係 | 物品交付係と兼任 |
| (8) 県選管報告係 | 1人（県選管A） |

4 くじを行う場合の立候補届出者の受付（8時30分前の届出者が2名以上の場合）

(1) 午前8時30分前に到着した立候補届出者について

ア 到着時刻を時計で確認し、別紙1の到着時刻欄に記入する（時刻確認係）。

イ 立候補届出者に立候補者氏名、届出書持参者氏名、政党届出の場合は候補者届出政党名を別紙1にそれぞれ記入してもらい（時刻確認係）、届出書類の状況を確認し、決裁板に届出書類を挟んで手渡し、届出者席へ誘導する（誘導係）。

※ 審査が必要な書類（決裁板に挟む書類）は、候補者届出書とその添付書類のみであり、それ以外の届出書類（選挙立会人の届出書、選挙事務所設置届出書、出納責任者選任届、（報酬を支給する者の）届出書等）については、選挙長までの呈覧はせずに誘導係があらかじめ受領し、保管する。

ウ 「受付を午前8時30分から開始する」旨及び「午前8時30分前に到着した立候補届出者が複数の場合は、届出順序を決めるくじを8時30分から実施する」旨を説明する（誘導係）。

(2) 午前8時30分以降に到着した立候補届出者について

ア 到着時刻を時計で確認し、別紙2の到着時刻欄に記入する（時刻確認係）。

イ 立候補届出者に立候補者氏名、届出書持参者氏名、政党届出の場合は候補者届出政党名を別紙2にそれぞれ記入してもらい（時刻確認係）。

ウ 届出順序を決めるくじの執行中の場合は、くじに時間を要することから、「受付は、くじ及び午前8時30分前に到着した立候補届出者の受付を終えた後に実施される」旨を伝え、届出書類の状況を確認し、決裁板に届出書類を挟んで手渡し、届出者席で待機しても

らう（時刻確認係）。

くじ及び午前8時30分前に到着した立候補届出者の受付が終わっている場合は、そのまま受付へ誘導する（誘導係）。

(3) 午前8時30分前に到着した立候補届出者の届出順序を決めるくじの執行

ア 事前説明（8時25分頃、届出者席で）

（くじ執行係）

「それでは、立候補届出の方法についてご説明します。

8時30分になりましたら、8時30分までにおいでになった方の立候補届出の受付順序を決めるくじを行います。

くじは1回のみ行います。到着時刻順にくじを引いていただき、このくじの結果が立候補届出の順番になります。

なお、くじを引かれた後は、そのくじを係員に渡してください。係員が結果を読み上げた後にお返ししますので、くじを持ったまま係員の誘導に従って、届出書類を提出してください。

届出書類は、内容を審査の上、選挙長が受理いたします。選挙長の受理によって正式に立候補の届出がなされたこととなります。

届出書類を選挙長に提出しましたら、くじを持ったまま、交付物品の交付場所へ進み、くじを係員に渡し、交付物品を受け取ってください。交付物品の中身は必ず確認し、受領書を係員に提出してください。

以上申し上げましたとおり立候補届出の受付を行いますので、よろしくお願ひします。」

イ くじ執行のための記録用紙及びくじの用意（8時30分）

(ア) 時刻確認係は、別紙1をくじ執行係に渡す。

時刻確認係は、8時30分以降に到着した者がある場合は、時刻を別紙2に記録する。

(イ) くじ補助係は、くじ該当者の数分のくじを準備し、くじ執行係に確認させる。

ウ くじの執行

（誘導係）

立候補届出者のうち、くじを引く者をくじ執行場所に誘導する。

（くじ執行・受付係）

「ただ今から、平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第〇区の立候補届出の受付順序を決めるくじを行います。

それでは、到着時刻順にくじを引いていただきます。」

（別紙1の順序に従い、くじを執行する。）

（くじ執行係）

「〇〇さん（候補者の氏名）、くじを引いてください。」

（くじ補助係）

立候補届出者にくじを差し出す。

（くじ補助係）

立候補届出者の引いたくじを受け取り、全員に見せるようにしながら、「〇〇さん何

番」と2回読み上げ、くじ執行係が別紙1に記載したのを確認した後に、引いたくじを届出者に返す。

(くじ執行係)

くじの順序を別紙1にそれぞれ記載する。

(くじ執行係)

「次に〇〇さん(候補者の氏名)、くじを引いてください。」

(以下同じ。)

(4) 受付

(くじ執行係)

「それでは、ただ今のくじにより決定した順序に従い、受付をいたします。」

(5) 受付の順序に従って、届出書類の審査を行い、届出書に届出受理番号を記入する(審査係)。

(6) 交付物品等の交付

選挙長の届出受理後、くじと引き換えに、立候補届出者に交付物品等を交付し、中身を確認させ、受領書を提出させる(物品交付係)。具体的には以下のとおり。

(物品交付係)

「くじの確認をします。」

立候補届出者からくじを預かり、くじの番号と同じ番号の交付物品袋であることを確認した上で立候補届出者に交付物品を渡す。

「交付物品一覧表と中に入っている内容物が一致しているか確認してください。」

立候補届出者が内容物を確認する。

「間違いがなければ受領書に受領者の署名押印をお願いします。ビラ証紙交付票については、候補者の氏名を記載し押印をお願いします。」

立候補届出者から受領書及びビラ証紙交付票を受け取り、ビラ証紙を交付する(物品交付係(ビラ証紙交付係))。

法定費用額及び当選証書付与式案内の通知を渡し、通称使用認定書を交付する(物品交付係)。

(7) 県選管事務局に直ちに電話で立候補届出状況を報告した後、ファクシミリで報告する(県選管報告係)。

5 くじを行わない場合の受付(8時30分前に到着した立候補届出者が1名以下の場合)

(1) 事前説明(8時30分前の立候補届出者が1名の場合の事前説明)

(くじ執行係)

「それでは、立候補届出の方法についてご説明いたします。」

届出書類は、内容を審査の上、選挙長が受理いたしますので、8時30分になりましたら、届出書類を提出してください。選挙長の受理によって正式に立候補の届出がなされたこととなります。

届出書類を選挙長に提出しましたら、交付物品の交付場所へ進み、係員から交付物品を受け取ってください。

なお、交付物品の中身は必ず確認し、受領書を係員に提出してください。

以上申し上げましたとおり立候補届出の受付を行いますので、よろしく願います。」

(2) 午前8時30分以降に到着した立候補届出者の到着時刻の確認等

ア 到着時刻を時計で確認し、別紙2の到着時刻欄に記入する（時刻確認係）。

イ 立候補届出者に立候補者氏名、届出書持参者氏名、政党届出の場合は候補者届出政党名を別紙2にそれぞれ記入してもらう（時刻確認係）。

ウ 届出書類の状況を確認し、決裁板に届出書類を挟んで手渡し、受付へ誘導する（誘導係）。

(3) 届出書類の審査を行い、届出書に届出受理番号を記入する（審査係）。

(4) 交付物品等の交付

選挙長の届出受理後、立候補届出者に交付物品等を交付し、中身を確認させ、受領書を提出させる（物品交付係）。具体的には以下のとおり。

（物品交付係）

「交付物品一覧表と中に入っている内容物が一致しているか確認してください。」

立候補届出者が内容物を確認する。

「間違いがなければ受領書に受領者の署名押印をお願いします。ビラ証紙交付票については、候補者の氏名を記載し押印をお願いします。」

立候補届出者から受領書及びビラ証紙交付票を受け取り、ビラ証紙を交付する（物品交付係（ビラ証紙交付係））。

法定費用額及び当選証書付与式案内の通知を渡し、通称使用認定書を交付する（物品交付係）。

(5) その他の書類（選挙立会人の届出書、選挙事務所設置届出書、出納責任者選任届、（報酬を支給する者の）届出書等）を受領する（物品交付係）。

(6) 県選管事務局に直ちに電話で立候補届出状況を報告した後、ファクシミリで報告する（県選管報告係）。

立候補届出者到着時刻及びくじの記録

青森県第 区

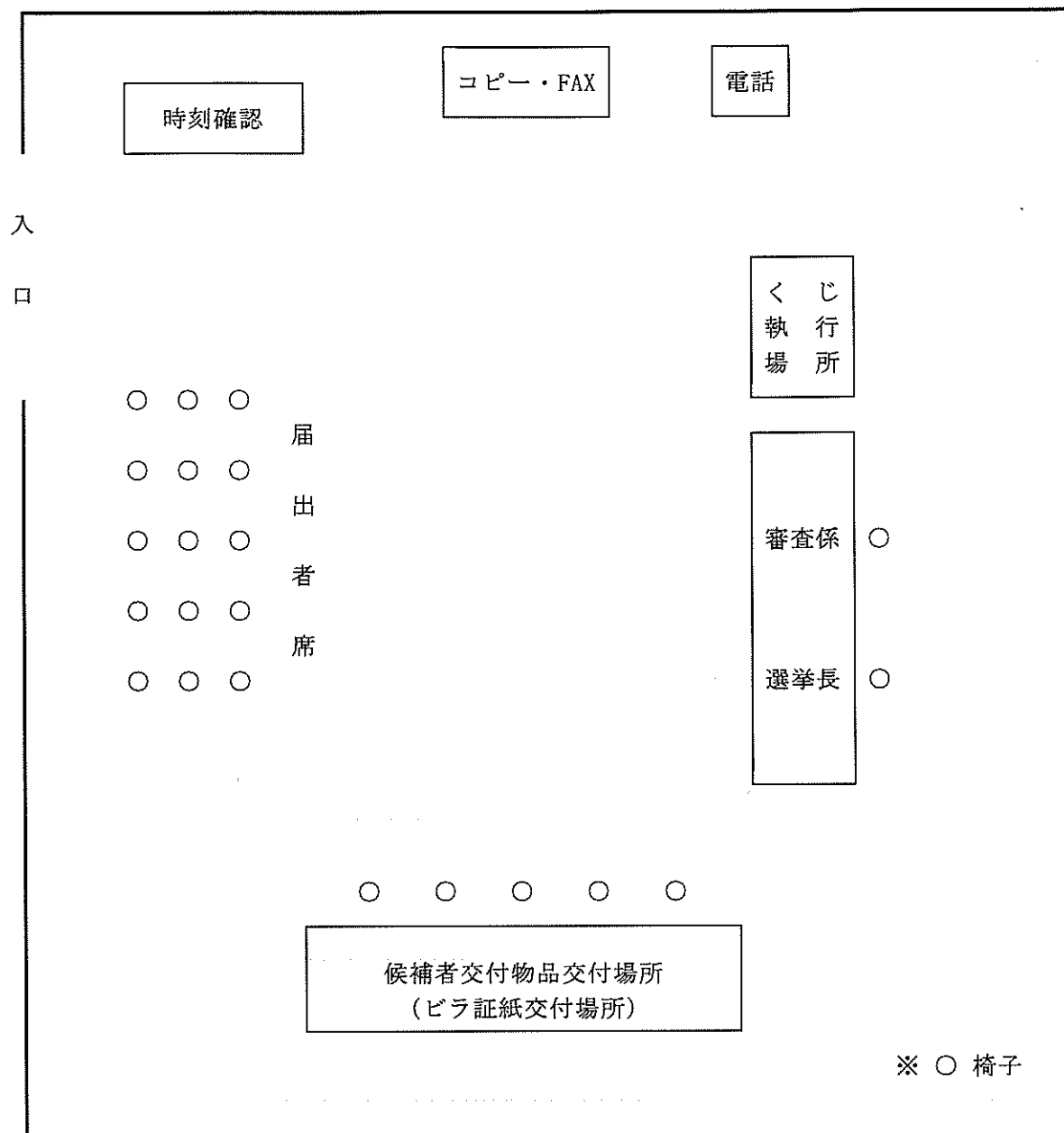
到着 順序	到着時刻	立候補者氏名	届出書持参者氏名	くじ の結果
			(候補者届出政党名)	
1	時 分			
2	時 分			
3	時 分			
4	時 分			
5	時 分			
6	時 分			

立候補届出者到着時刻の記録

青森県第 区

到着 順序	到着時刻	立候補者氏名	届出書持参者氏名
			(候補者届出政党名)
	時 分		
	時 分		
	時 分		
	時 分		
	時 分		
	時 分		

立候補届出受付体制配置図（例）



- ※1 会場大きさ、形状等に合わせ、上記の設営を公示日前日の午後3時までに行ってください。
- 2 届出書類を挟む決裁板を候補者数分準備することが必要です。
- 3 候補者交付物品の交付場所には、候補者数分のボールペン及び朱肉が必要です。
- 4 選挙長及び審査係用の朱肉及び審査係用のボールペンが必要です。

3 衆議院議員総選挙 投・開票速報受信要領

I 投・開票速報事務分担等

- | | |
|-----------|--|
| 1 事務分担 | 別紙1「投・開票速報体制」のとおり |
| 2 事務取扱場所 | 県議会棟6階(別紙2「会場配置図」のとおり) |
| 3 速報本部配置 | 別紙3及び別紙4「本部配置図」のとおり |
| 4 報道記者室配置 | 別紙5「報道記者室配置図」のとおり |
| 5 指定番号 | 別紙6「衆議院議員総選挙投開票速報指定ファクシミリ及び指定電話番号一覧」のとおり |

II 投・開票速報事務

※ 選挙当日の有権者見込数登録【選挙グループ】

選挙当日の有権者見込数は、「投票状況の中間速報」及び「得票状況の中間速報」において、「推定投票率」及び「開票率」を算出するために使用するもので、全市町村分のデータを、選挙前日に「本部サーバ」に登録しておくこと。

1 投票状況の中間速報(全市町村、小選挙区のみ)

(1) 受信係

投票状況の中間速報は、全市町村から、送受信様式「衆議院中間投票率速報」により、次の指定時刻までに指定ファクシミリに送信されるので、受信係は、受信次第、送受信様式を審査係総括へ回付すること。

受信係は、受信した市町村をチェックし、予備電話係に対して指定時刻までに送信していない市町村選管に電話で連絡するよう指示すること。

なお、受信係は全市町村からの報告を受けた場合には、その旨全体調整係に報告する。

【指定時刻】

第1回目	10時00分現在を	10時20分までに
第2回目	11時00分現在を	11時20分までに
第3回目	14時00分現在を	14時20分までに
第4回目	16時00分現在を	16時20分までに
第5回目	18時00分現在を	18時20分までに
第6回目	19時30分現在を	19時50分までに

(2) 予備電話係

予備電話係は、受信係から指示された市町村の中間投票状況速報責任者に対して、予備電話で連絡し、送信を促すこと。

(3) 審査係

- ① 審査係総括は、受信係から回付された送受信様式「衆議院中間投票率速報」の受領をチェックし審査係に回付すること（訂正報告についても同様とする。以下同じ。）。
- ② 審査係（A・B）は検算の上、送受信様式を、連絡係を通じて集計係へ回付すること。
- ③ 審査係は計算誤り等を発見した場合、審査係総括に報告し、審査係総括は速やかにその旨を予備電話係に対して伝え、計算誤り等の通知と再送信の指示を依頼すること。
- ④ 審査係総括は、チェックエラーの発生を受信係へ報告すること。計算誤り等のエラーとなった様式は、審査係総括において保管用袋に入れて保管すること。
※検算に当たっては、様式下に記載されている(注)の事項によること。
※選挙当日の有権者数は前日報告値をそのまま使用し市町村の訂正には応じない。
※市町村が前日値を修正して報告した場合は、審査係において前日値に修正して連絡係へ回付すること。市町村への確認は要しない。
- ⑤ 審査係総括は全市町村の審査を終了した場合には、その旨全体調整係に報告すること。

(4) 予備電話係

受信係、審査係総括からの指示を受け、直ちに予備電話で、当該市町村の中間投票率速報担当者に連絡のうえ、再度送信させること。また、再送信の指示を完了した旨を、連絡を依頼した受信係又は審査係総括に伝えること。

(5) 連絡係

連絡係は、審査係から回付された送受信様式「衆議院中間投票率速報」を集計係へ回付すること。

(6) 集計係

集計係は、パンチャーが入力する送受信様式「衆議院中間投票率速報」の数値について、パソコン入力画面のエラーチェックに留意するとともに市町村ごとに出力された単票と様式の数値を突合すること。また、突合後、全市町村の数値の入力が終了したことを全体調整係に報告すること。

エラーが発見された場合は、審査係総括に連絡し、審査係総括が予備電話係を通じて市町村へ確認すること。その際、エラーとなった様式を審査係総括に返却すること。

集計係は、突合作業の終了した単票と様式の原本を各回ごとに袋に入れて速報事務が終了するまで保管すること。

【参 考】

「衆議院議員総選挙「中間推定投票率」集計表」の推定投票率の算出方法は、次のとおりである。

- ① 全市町村が抽出した各投票所の「選挙当日の有権者数」及び「投票者数」をそれぞれ男、女ごとに集計し、それぞれの「投票率」を算出する。（投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで求める。）
- ② 全市町村の選挙当日の有権者数の男、女それぞれの計に、①で算出した男、女それぞれの投票率を乗じ、男、女の「推定投票者数」を求め（小数点以下は切り捨て）、それらを合計して「推定投票者数計」を算出する。
- ③ ②で算出した市町村全体の推定投票者数を、市町村全体の選挙当日の有権者数で除して、「推定投票率」を算出する。

(7) 全体調整係・報道担当

全体調整係は、各担当からの報告を確認し、全体の進行状況を把握すること。各回の作業が終了した場合は、報道担当にその旨を報告すること。

なお、中間推定投票率の受信締切時間付近における未受信市町村への確認タイミング、速報報告期限間際での進捗確認を行い、発表に遅れが発生することが確実である場合は、その対応を報道担当・速報総括と協議の上決定すること。また、決定された対応に基づき、各担当へ指示すること。

報道担当は、全体調整係からの作業終了報告を受けて、速報総括と協議の上、ホームページへの発表をシステム担当に指示すること。

(8) システム担当

システム担当は、報道担当からの指示を受けて、委託業者へ指示しホームページへアップすること。

【報道発表予定時刻】

第1回目	10時00分現在を	10時40分までに
第2回目	11時00分現在を	11時40分までに
第3回目	14時00分現在を	14時40分までに
第4回目	16時00分現在を	16時40分までに
第5回目	18時00分現在を	18時40分までに
第6回目	19時30分現在を	20時10分までに

1-2 報道発表後の訂正作業

この取扱は、中間速報数値が県選管ホームページにアップされた後において発生した場合に適用される。ホームページアップ前であっても、通常パターンでのチェックミス処理に準じて処理すること。

(1) 予備電話係

市町村から報告内容の変更連絡があった場合は、予備電話係は速やかにその旨を全体調整係に伝えること。

(2) 全体調整係

予備電話係から報告内容の変更連絡を受けた場合には、速やかに受信係、審査係総括、集計係及び報道担当と連絡をとり、その連絡に係る作業の進捗状況を把握するとともに、適宜、その状況を速報総括に報告すること。

(3) 受信係

受信係は訂正報告された送受信様式を審査係総括に回付すること。

(4) 審査係総括

審査係総括は訂正報告された送受信様式を検算後、当該用紙を連絡係に回付すること。

(5) 連絡係

連絡係は訂正報告された送受信様式を1部コピーし、コピーを全体調整係へ、原本をシステム担当へ回付すること。

(6) 全体調整係・報道担当

全体調整係は連絡係から回付された訂正報告の送受信様式について、その取扱いを報道担当・速報総括と協議すること。協議後、コピーされた送受信様式は専用の袋に入れて保管すること。

報道担当は、協議の結果、訂正をホームページで発表する場合には、システム担当へ数値の入力と訂正文案を指示すること。

(7) システム担当・集計係

システム担当は集計係に送受信様式の原本を回付し数値の入力を指示するとともに、委託業者に対して訂正文案の入力を指示しホームページへアップすること。

ホームページアップ後に、当該ページを1部プリントし、連絡係へ回付すること。

集計係は訂正数値入力確認後、送受信様式を専用の袋に保管すること。

(8) 連絡係

連絡係は、システム担当から回付されたホームページの印刷物を4部コピーして本部の各要員に配付すること。

配付後のホームページ印刷原本は集計係に回付し、集計係は先に保管した訂正後の送受信様式に合わせて当該原本を保管すること。

また、報道各社へのコピー配付は行わないが、事前に登録をしている報道各社に対して、メールでホームページブラウザの「お知らせ」が更新されたことを通知する。

本 部 4 部 … 委員長、局長、次長（速報総括）、質疑担当に各1部

2 投票状況の確定速報（小選挙区・比例代表）

(1) 投票確定データ受信【自動】

投票状況の確定速報は、各市町村から確定次第、オンラインシステムを通じて送信される。送信された投票確定データは、受信室に設置した「本部サーバ」が自動的に受信し、集計を行う。

また、投票状況の確定報告は「小選挙区」、「比例代表」ごとに送信される。同時の場合もあるが「小選挙区」が先行する市町村もある。

「投票確定」のチェック作業は1名の審査係が対応することから、常に、両選挙区分を切り替えながらエラーのチェックを行うこと。

【オンラインが使用できなくなった場合の対応】（代行係、委託業者）

オンラインが使用できなくなった市町村の報告は、あらかじめ印刷しておいたオンラインの「入力画面」を使用し、「代行入力用指定ファクシミリ」に送信される。

代行係は、受信したファクシミリ報告を委託業者のパンチャーに手渡し、「本部サーバ」への代行入力を指示すること。

なお、入力後は必ず、代行係がファクシミリの報告数値を読み上げ、パンチャーが入力数値との突合を行ってから、「本部サーバ」への登録操作を行うこと。

また、代行入力の結果、計算誤りを発見した場合は、代行係は、「代行入力用指定電話」を使用し、当該市町村に差し替え報告を指示すること。

※代行受信が発生した場合には次の区分で処理されることとなる。

- ・代行係A 小選挙区（投票確定・得票状況・開票状況）
- ・代行係B 比例代表（投票確定・得票状況・開票状況）
- ・代行係C 国民審査（投票確定・審査状況・開票状況）

(2) 投票確定データ配信【自動】

集計された投票確定データは、「本部サーバ」からオンラインシステムを通じて、自動的に県選管ホームページに配信される。

(3) 審査【審査係】

審査係Cは、随時、報告データのチェックを行うこと。データに一定の不整合が発生した場合、進捗状況一覧の「有権者差分」チェック用欄にチェックが入力されるので、これを目安に確認作業を進めること。

エラーが確認された場合、審査係Cは同総括に伝え、総括は予備電話係に指示し、当該市町村に報告数値の確認を行うこと。

報告データのチェックを行った結果、全市町村が確定したら、審査係総括は直ちに全体調整係・報道担当にその旨報告すること。

※チェックポイント

「選挙当日の有権者数」欄に問題がある市町村（「選挙当日の有権者見込数」との乖離が一定数値以上発生した場合は、システムが随時、ピックアップする。（報告基準は市が増減10人超、町村が増減5人超）。

(4) 予備電話係

- ① チェックに問題があり審査係総括からの指示があった場合は、予備電話係はその指示にしたがって「予備電話」により当該市町村の速報責任者に電話連絡を行い、報告数値の確認をすること。確認の結果は全体調整係に報告すること。
- ② 市町村から報告内容の変更連絡があった場合は、予備電話係は速やかにその旨を全体調整係に報告すること。
- ③ 上記①、②いずれの場合も電話は切らずに市町村担当者へは待つよう伝えること。

(5) 全体調整係

- ① 全体調整係は投票確定報告の進捗状況を把握し、22時経過時点で未送信の市町村がある場合には、予備電話係に指示して投票確定作業の状況を確認すること。
- ② 予備電話係から報告内容の変更連絡を受けた場合には、速やかに報道担当・速報総括と連絡をとり、その連絡に係る訂正作業の実施の可否を決定し、予備電話係を通じて訂正送信の実施を市町村へ連絡すること。また、訂正の実施を審査係総括に連絡すること。

(6) 予備電話係・審査係

予備電話係は、市町村担当者へ訂正数値のオンライン送信を指示すること。

審査係Cは訂正報告の受信をチェックし、エラーの有無を確認すること（エラーがあれば、通常の場合と同様に再処理する。）。

(7) 審査係総括

審査係総括は訂正報告が完了したことを確認し、全体調整係へ報告すること。

(8) 全体調整係・報道担当

全体調整係は審査係総括からの受信完了報告を報道担当・速報総括へ連絡すること。

報道担当は、訂正文案をシステム担当へ連絡しホームページへの入力を指示すること。

(9) システム担当

システム担当は委託業者に対して訂正文案の入力を指示しホームページへアップすること。

ホームページアップ後に、当該ページを1部プリントし、4部コピーして本部の各要員に配付すること。配付後のホームページ印刷原本は専用の袋に保管すること。

また、報道各社へのコピー配付は行わないが、事前に登録をしている報道各社に対して、メールでホームページブラウザの「お知らせ」が更新されたことを通知する。

本 部 4 部 … 委員長、局長、次長（速報総括）、質疑担当に各1部

(10) 投票状況の確定

審査係総括からの確定報告があり次第、全体調整係・報道担当は速報総括と協議し、選挙区の投票状況確定をホームページ上でメッセージ表示することを決定すること。報道担当はシステム担当にその旨連絡し、システム担当は委託業者に表示をさせること。

3 得票状況速報（小選挙区・比例代表）

得票状況速報は、市の中間報告（（注）町村は中間報告を行わないものであること。）及び市町村の確定報告を「本部サーバ」で受信次第、リアルタイムに県選管ホームページに掲載するものである。

(1) 得票データ受信【自動】

得票データは、各市町村からオンラインシステムを通じて送信される。

- ・市の中間報告 … 指定時刻まで
- ・確定報告 … 確定次第

送信された得票データは、速報本部に設置した「本部サーバ」が自動的に受信し、集計を行う。

【指定時刻】

（小選挙区）第1回を21：30とし、以後、全市町村が確定するまでの30分ごと
（比例代表）第1回を21：30とし、以後、全市町村が確定するまでの1時間ごと

【オンラインが使用できなくなった場合の対応】

投票確定速報の受信方法を参照のこと。

(2) 得票データ配信【自動】

集計された得票データは、「本部サーバ」からオンラインシステムを通じて、自動的に県選管ホームページに配信される。

なお、オンライン配信後において市町村報告データの差し替えが発生した場合は、本部の指示にしたがって、委託業者がホームページ上にその旨を表示する作業を行い、正しい数値を再度配信すること。

(3) 審査【審査係】

審査係は、「本部端末」から随時、報告データのチェックを行うこと。審査係の分担は以下のとおりとする。

- ・審査係A 小選挙区 得票中間・確定
- ・審査係B 比例代表 得票中間・確定
- ・審査係C 開票調（小選挙区・比例代表）、国民審査（審査状況）
- ・審査係総括 全体進捗状況確認、国民審査（投開票）、解除指令

各審査係は、自己の業務が終了した場合、審査係総括の指示で他の業務を支援することとする。

○審査係A、B

「衆議院議員総選挙中間得票速報」（画面上は、「小選挙区（比例代表）得票確定」を使用）の「得票数」欄の欄間違いをチェックすること（目チェック）。

市町村からの報告データに誤りを発見した場合、審査係はただちに審査係総括に連絡すること。審査係総括は確認の必要があると判断した場合、予備電話係に市町村への確認を指示する。

○審査係C

審査係Cは、随時、開票調の報告データのチェックを行うこと。データに一定の不整合が発生した場合、進捗状況一覧の「不受理・持ち帰り・その他」チェック用欄にチェックが入力されるので、これを目安に確認作業を進めること。

エラーが確認された場合、審査係Cは該当するエラーの詳細を確認の上、審査係総括に伝え、総括は予備電話係に指示し、当該市町村に報告数値の確認を行うこと。

※チェックポイント

- ・「不受理」、「持ち帰り」 市部は10票超、町村部は5票超
- ・「その他」 全団体1票以上

報告データのチェックを行った結果、選挙区毎に得票、開票調が確定したら、審査係総括は直ちに全体調整係・報道担当にその旨報告すること。

○審査係総括

審査係総括は全体の進捗状況を「進捗一覧」によりチェックし、中間得票報告時刻10分前になっても報告のない市については、予備電話係に指示し、報告の督促を行うこと。また、審査係Cのチェックの補助を行うこと。

※システム上は、報告が遅延した場合、前回中間数値が適用される。

(4) 予備電話係

- ① チェックに問題があり審査係総括からの指示があった場合は、予備電話係はその指示にしたがって「予備電話」により当該市町村の速報責任者に電話連絡を行い、報告数値の確認をすること。確認の結果は全体調整係に報告すること。
- ② 市町村から報告内容の変更連絡があった場合は、予備電話係は速やかにその旨を全体調整係に報告すること。
- ③ 上記①、②いずれの場合も電話は切らずに市町村担当者へは待つよう伝えること。

(5) 全体調整係

- ① 全体調整係は得票状況の中間速報受信について、中間速報実施時刻10分前の時点で、審査係総括に対し、未受信の市部に対する対応をとるよう注意喚起すること。
- ② 予備電話係から報告内容の変更連絡を受けた場合には、速やかに報道担当・速報総括と連絡をとり、その連絡に係る訂正作業の実施の可否を決定し、予備電話係を通じて訂正送信の実施を市町村へ連絡すること。また、訂正の実施を審査係総括に連絡すること。

(6) 予備電話係・審査係（訂正発生の場合）

予備電話係は、市町村担当者へ訂正数値のオンライン送信を指示すること。

各審査係は訂正報告の受信をチェックし、エラーの有無を確認すること（エラーがあれば、通常の場合と同様に再処理する。）。

(7) 審査係総括（訂正発生の場合）

審査係総括は訂正報告が完了したことを確認し、全体調整係へ報告すること。

(8) 全体調整係・報道担当（訂正発生の場合）

全体調整係は審査係総括からの受信完了報告を報道担当・速報総括へ連絡すること。

報道担当は、訂正文案をシステム担当へ連絡しホームページへの入力を指示すること。

(9) システム担当（訂正発生の場合）

システム担当は委託業者に対して訂正文案の入力を指示しホームページへアップすること。

ホームページアップ後に、当該ページを1部プリントし、4部コピーして本部の各要員に配付すること。配付後のホームページ印刷原本は専用の袋に保管すること。

また、報道各社へのコピー配付は行わないが、事前に登録をしている報道各社に対して、メールでホームページブラウザの「お知らせ」が更新されたことを通知する。

本 部 4部 … 委員長、局長、次長（速報総括）、質疑担当に各1部

(10) 得票状況の確定

審査係総括から各選挙区単位での得票確定報告があり次第、全体調整係・報道担当は速報総括と協議し、確定得票総括票をホームページ上で表示することを決定すること。報道担当はシステム担当にその旨連絡し、システム担当は委託業者に表示をさせること。

また、同様に開票調の確定報告があり次第、開票調確定をホームページ上でメッセージ表示することを決定すること。報道担当はシステム担当にその旨連絡し、システム担当は委託業者に表示をさせること。

I 速報事務分担等

- | | |
|-----------|--|
| 1 事務分担 | 別紙1「国民審査速報体制」のとおり |
| 2 事務取扱場所 | 県議会棟6階（別紙2「会場配置図」のとおり） |
| 3 速報本部配置 | 別紙4「本部配置図」のとおり |
| 4 報道記者室配置 | 別紙5「報道記者室配置図」のとおり |
| 5 指定番号 | 別紙6「衆議院議員総選挙投開票速報指定ファクシミリ及び指定電話番号一覧」のとおり |

II 速報事務

最高裁判所裁判官国民審査については、全市町村の開票事務が終了した段階で、「投票状況」、「審査内訳」、「開票調」を同時に速報することとなる。

したがって、速報は1回のみである。

(1) 審査状況データ受信【自動】

審査状況データは、投票確定、審査確定ごとに、各市町村からオンラインシステムを通じて送信される。

送信されたデータは、速報本部に設置した「本部サーバ」が自動的に受信し、集計を行う。

【オンラインが使用できなくなった場合の対応】（代行係、委託業者）

衆議院議員総選挙の受信方法を参照すること。

(2) 審査【審査係】

審査係は、「本部端末」から随時、報告データのチェックを行うこと。審査係の分担は以下のとおりとする。

- ・審査係C 国民審査（審査状況）
- ・審査係総括 全体進捗状況確認、国民審査（投開票）、解除指令

他の審査係は、衆議院議員総選挙の速報業務が終了した場合、審査係総括の指示で他の業務を支援することとする。

○審査係C

審査係Cは、「本部端末」から随時、報告データのチェックを行うこと。データに一定の不整合が発生した場合、確認を要する状況一覧の国民審査各項目チェック用欄にチェックが入力されるので、これを目安に確認作業を進めること。

エラーが確認された場合、審査係Cは該当するエラーの詳細を、国民審査の投票確定・得票確定画面で確認の上、予備電話係に指示し、当該市町村に報告数値の確認を行うこと。

※チェックポイント（ただし、衆議院総選挙で同程度の数値が出ている場合はチェック不要と判断してください。）

- ・「選挙当日の有権者数」欄に問題がある市町村（「選挙当日の有権者見込数」との乖離が一定数値以上発生した場合（市が増減10人超、町村が増減5人超）。
- ・「不受理」、「持ち帰り」 市部は10票超、町村部は5票超
- ・「その他」 全団体1票以上

○審査係総括

- ① 「国民審査審査内訳」欄の「審査内訳」数間違いをチェックすること（目チェック）。市町村からの報告データに誤りと思われる状況（特定裁判官にのみ罷免票や無効票が集中する等）を発見した場合、審査係総括は質疑担当に連絡すること。当該数値の扱いについては質疑担当に一任する。
- ② 審査係総括は全体の進捗状況を「進捗一覧」によりチェックし、審査確定予定時刻を30分過ぎても報告のない市町村については、予備電話係に指示し、開票の状況の確認を行うこと。

(4) 予備電話係

- ① チェックに問題があり審査係Cから指示があった場合は、予備電話係はその指示にしたがって「予備電話」により当該市町村の速報責任者に電話連絡を行い、報告数値の確認をすること。確認の結果は全体調整係に報告すること。
- ② 市町村から報告内容の変更連絡があった場合は、予備電話係は速やかにその旨を全体調整係に報告すること。
- ③ 上記①、②いずれの場合も電話は切らずに市町村担当者へは待つよう伝えること。

(5) 質疑担当

審査係総括から（あるいは質疑担当内部の確認で）審査数内訳に問題があり、市町村へ確認の結果、訂正を要する場合には直ちに訂正送信を市町村に指示すること。その際には、訂正送信がある旨を全体調整係に報告すること。

(6) 全体調整係

- ① 全体調整係は国民審査開票完了予定時刻を30分以上超過した団体について、予備電話係に指示し、進捗状況を確認すること。
- ② 予備電話係から報告内容の変更連絡を受けた場合には、速やかに報道担当・速報総括と連絡をとり、その連絡に係る訂正作業の実施の可否を決定し、予備電話係を通じて訂正送信の実施を市町村へ連絡すること。
上記の場合及び(5)の報告があった場合には、訂正の実施を審査係Cに連絡すること。

(7) 予備電話係・審査係

予備電話係は、市町村担当者へ訂正数値のオンライン送信を指示すること。
審査係Cは訂正報告の受信をチェックし、エラーの有無を確認すること（エラーがあれば、通常の場合と同様に再処理する。）。また、訂正報告が完了したことを確認し、審査係総括・全体調整係へ報告すること。

(8) 審査状況の確定

審査係総括から全市町村の審査確定報告があり次第、全体調整係・報道担当は速報総括と協議し、最高裁判所裁判官国民審査に係る「投票状況確定集計表」「国民審査内訳集計表」「国民審査開票調」をホームページ上で表示することを決定すること。報道担当はシステム担当にその旨連絡し、システム担当は委託業者に表示をさせること。

< ※ 報道発表後の訂正作業 >

この取扱は、審査確定結果が県選管ホームページにアップされた後において発生した場合に適用される。ホームページアップ前には、通常パターンでのチェックミス処理に準じて処理すること。

(1) 予備電話係

市町村から報告内容の変更連絡があった場合は、予備電話係は速やかにその旨を全体調整係に報告すること。

その場合は、電話は切らずに市町村担当者へは待つよう伝えること。

(2) 全体調整係・報道担当

全体調整係は、予備電話係から報告内容の変更連絡を受けた場合には、速やかに報道担当・速報総括と連絡をとり、その連絡に係る訂正作業の実施の可否を決定し、予備電話係を通じて訂正送信の実施を市町村へ連絡すること。また、訂正の実施を審査係総括に連絡すること。

(3) 予備電話係・審査係

予備電話係は、市町村担当者へ訂正数値のオンライン送信を指示すること。

審査係Cは訂正報告の受信をチェックし、エラーの有無を確認すること（エラーがあれば、通常の場合と同様に再処理する。）。

(4) 審査係総括

審査係総括は訂正報告が完了したことを確認し、全体調整係へ報告すること。

(5) 全体調整係・報道担当

全体調整係は審査係総括からの受信完了報告を報道担当・速報総括へ連絡すること。

報道担当は、訂正文案をシステム担当へ連絡しホームページへの入力を指示すること。

(6) システム担当

システム担当は委託業者に対して訂正文案の入力を指示しホームページへアップすること。

ホームページアップ後に、当該ページを1部プリントし、4部コピーして本部の各要員に配付すること。配付後のホームページ印刷原本は専用の袋に保管すること。

また、報道各社へのコピー配付は行わないが、事前に登録をしている報道各社に対して、メールでホームページブラウザの「お知らせ」が更新されたことを通知する。

本 部 4 部 … 委員長、局長、次長（速報総括）、質疑担当に各1部

Ⅲ 市町村の速報体制の解除【審査係総括】

各市町村の速報体制の解除は、オンラインを通して行う。

審査係総括は、国民審査が終了した団体（「無効投票及びあん分の内訳」まで）から順に解除指示を送信すること。

解除送信は、最終確定受信後 15 分以内の実施を目安とすること。

[以 上]

〔 投 ・ 開 票 速 報 体 制 〕

I 衆議院議員総選挙 投票状況の中間速報

1 速報本部

委員長	川村委員長
総括	平沢局長
速報総括	澤田次長（報道機関対応）
速報事務局	
報道担当	佐々木GL
全体調整係	山本GL
受信係	若木総括主幹
審査係 総括	奈良岡主幹
A	小坂主幹
B	成田主事
予備電話係	棟方主幹、秋山主事
連絡係	成田総括主査
集計係	木村主事、浅利主事
システム担当	小野主事

2 質疑担当 渋谷主幹、高橋主事、田村主事

II 衆議院議員総選挙 投票状況の確定・得票状況速報
最高裁判所裁判官国民審査速報

1 速報本部

委員長	川村委員長
総括	平沢局長
速報総括	澤田次長
速報事務局	
報道担当	佐々木GL
全体調整係	山本GL
審査係 総括	若木総括主幹
A	奈良岡主幹
B	成田主事
C	木村主事
予備電話係	棟方主幹、小坂主幹
代行係	A 浅利主事、B 秋山主事
システム担当	小野主事

2 質疑担当 渋谷主幹、高橋主事、田村主事

Ⅲ 最高裁判所裁判官国民審査速報

本体制へは、衆議院議員総選挙の開票状況を見ながら、全体調整係と審査係の協議により切り替える。(概ね午前0時を目途に切り替える。)

1 速報本部

委員長 川村委員長

総括 平沢局長

速報総括 澤田次長

速報事務局

報道担当 佐々木GL

全体調整係 山本GL

審査係 総括 若木総括主幹

A 奈良岡主幹

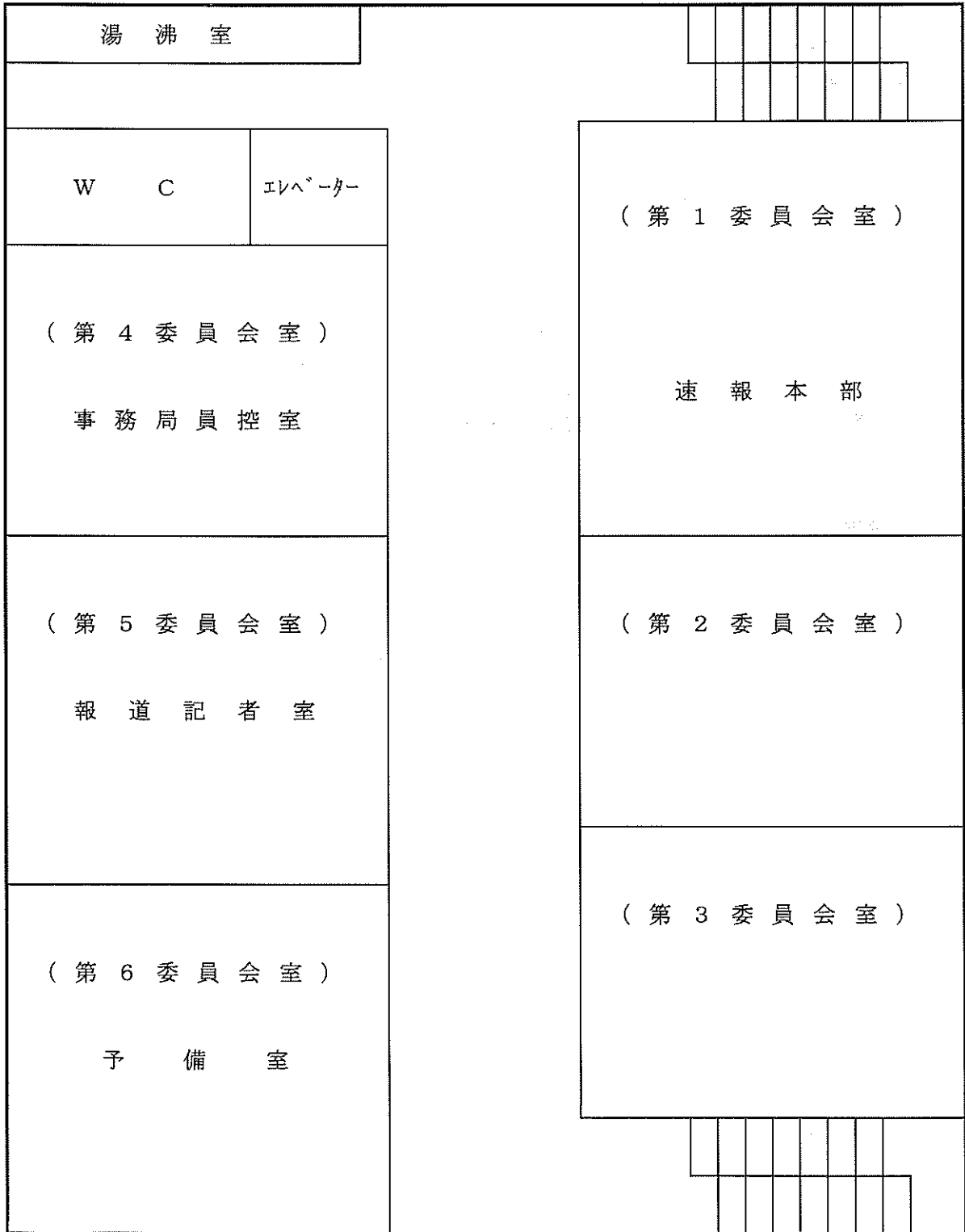
C 木村主事、成田主事 (小選挙区終了次第補助担当)

予備電話係 (代行係) 棟方主幹、小坂主幹

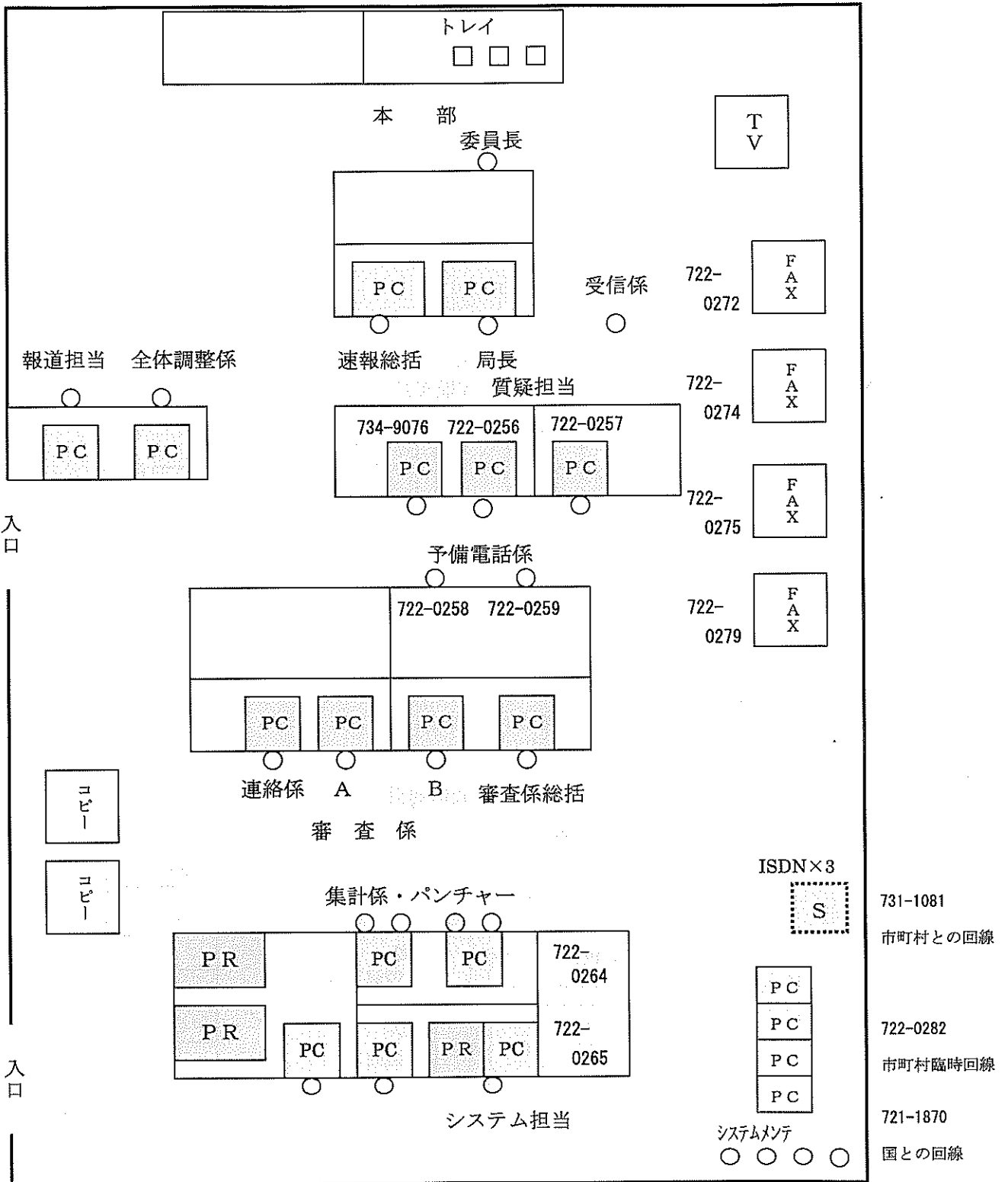
システム担当 小野主事

2 質疑担当 渋谷主幹、高橋主事、田村主事

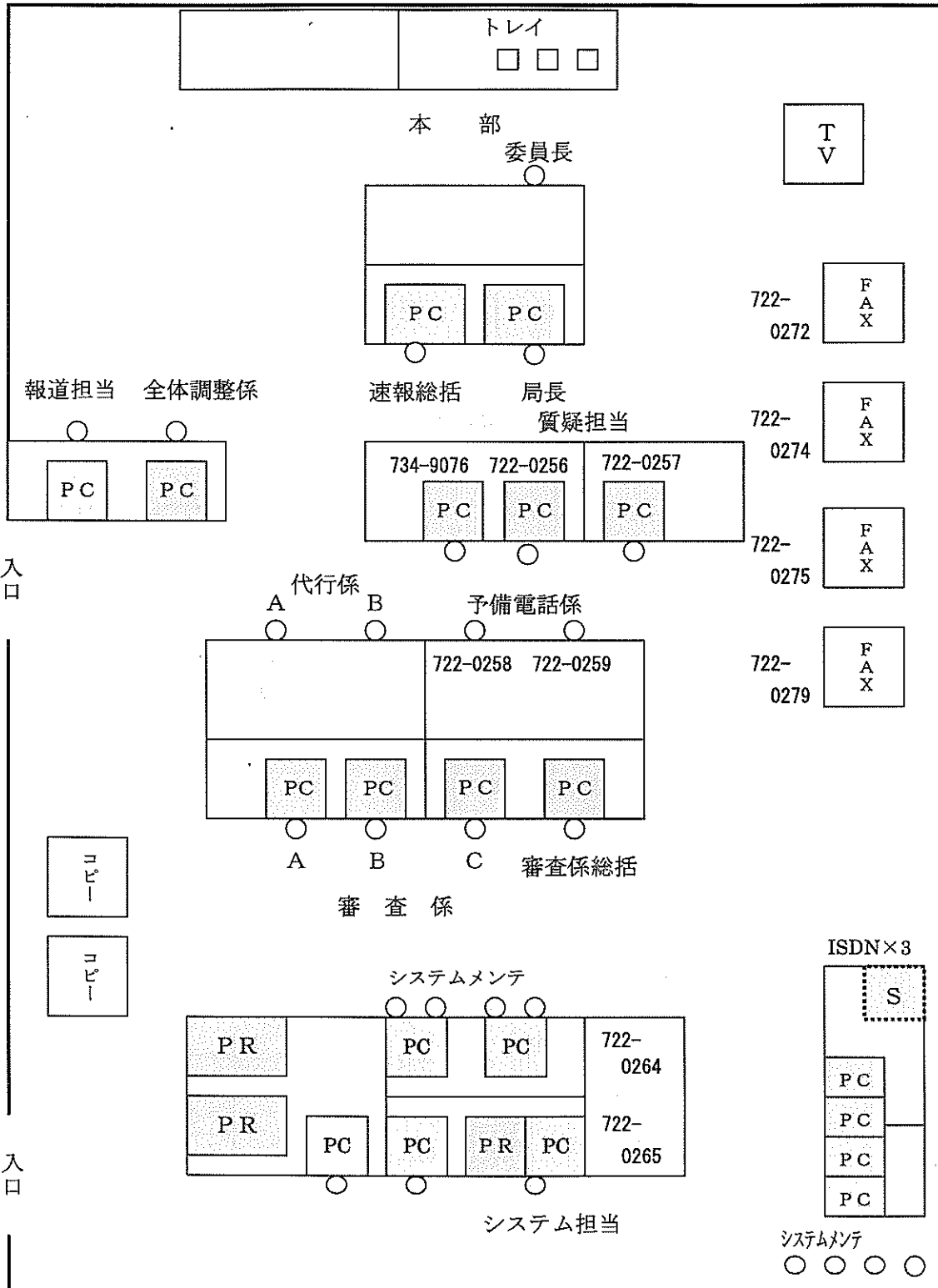
会場配置図 (議会棟 6階)



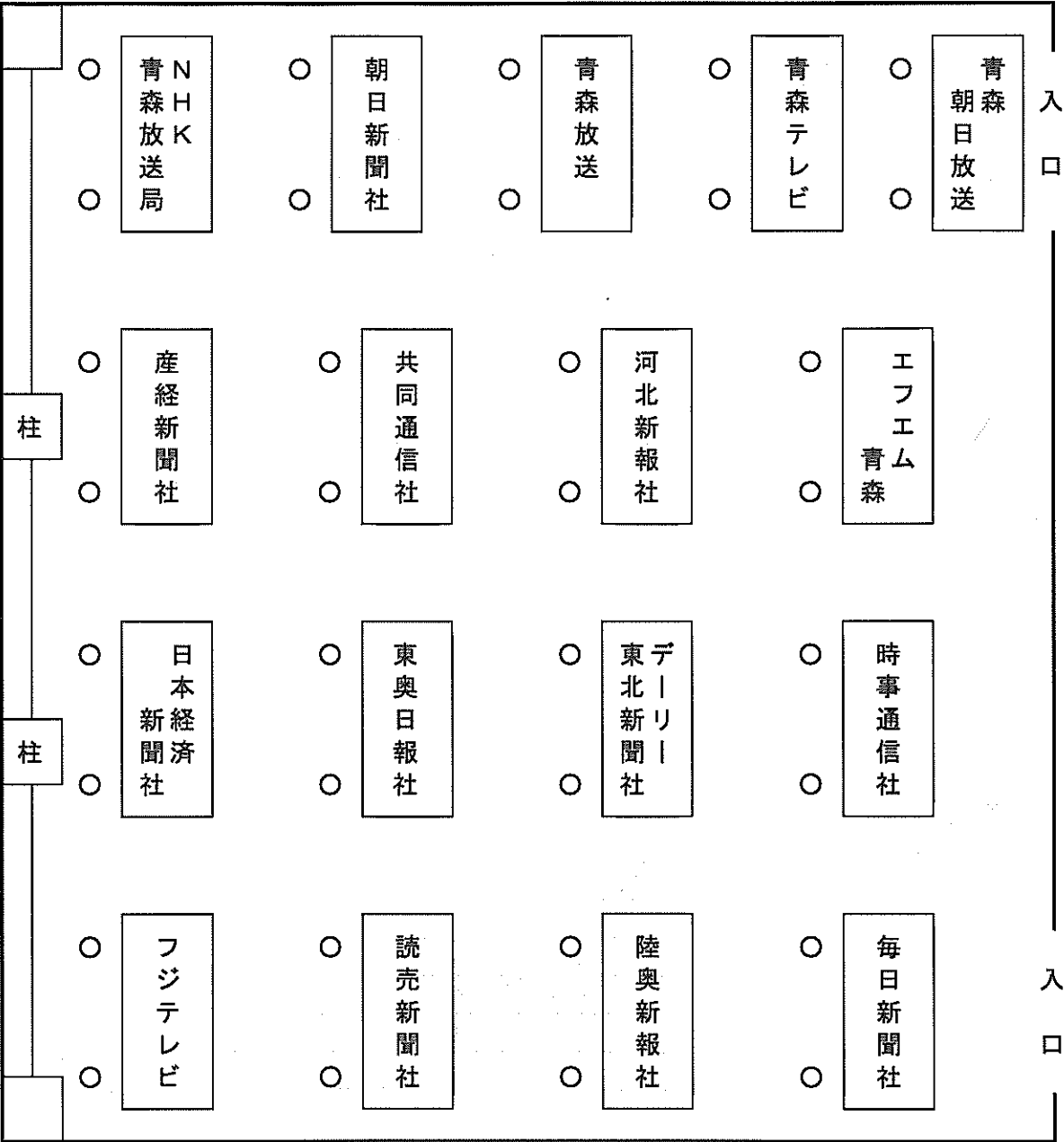
本部配置図 (第1委員会室) <前半>



本部配置図 (第1委員会室) <後半>



報道記者室配置図 (第5委員会室)



別紙 6

平成17年9月11日執行衆議院議員総選挙投票速報指定ファクシミリ及び指定電話番号一覧

区分	選挙の別	衆議院議員総選挙				
	報告内容	選挙当日の有権者見込数	投票中間 (小選挙区のみ)	投票確定	中間得票 (小選挙区のみ)	得票確定
		指定様式のFAX番号			オンライン障害時の代行入力用FAX番号	
対象市町村	全市町村	全市町村	全市町村	市のみ	全市町村	
一 区 市 町 村	青森市1区	017-722-0272	017-722-0272	017-722-0272	017-722-0272	017-722-0272
	五所川原市	同上	同上	同上	同上	同上
	平内町	同上	同上	同上		同上
	今別町	同上	同上	同上		同上
	蓬田村	同上	同上	同上		同上
	外ヶ浜町	同上	同上	同上		同上
	板柳町	同上	同上	同上		同上
	鶴田町 中泊町	同上 同上	同上 同上	同上 同上		同上 同上
二 区 市 町 村	十和田市	017-722-0274	017-722-0274	017-722-0274	017-722-0274	017-722-0274
	三沢市	同上	同上	同上	同上	同上
	むつ市	同上	同上	同上	同上	同上
	野辺地町	同上	同上	同上		同上
	七戸町	同上	同上	同上		同上
	百石町	同上	同上	同上		同上
	六戸町	同上	同上	同上		同上
	横浜町	同上	同上	同上		同上
	東北町	同上	同上	同上		同上
	下田町	同上	同上	同上		同上
	六ヶ所村	同上	同上	同上		同上
	大間町	同上	同上	同上		同上
	東通村 風間浦村 佐井村	同上 同上 同上	同上 同上 同上	同上 同上 同上		同上 同上 同上

区分	選挙の別	衆議院議員総選挙				
	報告内容	選挙当日の有権者見込数	投票中間 (小選挙区のみ)	投票確定	中間得票 (小選挙区のみ)	得票確定
		指定様式のFAX番号			オンライン障害時の代行入力用FAX番号	
	対象市町村	全市町村	全市町村	全市町村	市のみ	全市町村
三区 市 町 村	八戸市	017-722-0275	017-722-0275	017-722-0275	017-722-0275	017-722-0275
	三戸町	同上	同上	同上		同上
	五戸町	同上	同上	同上		同上
	田子町	同上	同上	同上		同上
	名川町	同上	同上	同上		同上
	南部町	同上	同上	同上		同上
	階上町	同上	同上	同上		同上
	福地村 新郷村	同上	同上	同上		同上
四区 市 町 村	青森市4区	017-722-0279	017-722-0279	017-722-0279	017-722-0279	017-722-0279
	弘前市	同上	同上	同上	同上	同上
	黒石市	同上	同上	同上	同上	同上
	つがる市	同上	同上	同上	同上	同上
	鱒ヶ沢町	同上	同上	同上		同上
	深浦町	同上	同上	同上		同上
	岩木町	同上	同上	同上		同上
	相馬村	同上	同上	同上		同上
	西目屋村	同上	同上	同上		同上
	藤崎町	同上	同上	同上		同上
	大鰐町	同上	同上	同上		同上
	尾上町	同上	同上	同上		同上
	平賀町 田舎館村 碓ヶ関村	同上	同上	同上		同上

【代行入力用電話】 017-722-0264, 017-722-0265

【質疑応答用電話】 017-734-9076, 017-722-0256,
017-722-0257

【差替発生時等緊急時予備電話】 017-722-0258, 017-722-0259

4 衆議院議員総選挙投開票速報に係る報道協議会打合せ資料

第1 速報体制

- 1 速報本部 県議会第1委員会室
- 2 速報発表場所 県議会第5委員会室

第2 選挙当日の有権者見込数

投票前日の午後2時に、次の集計結果を各社へFAXで送信します。
(電話でも回答します。734-9076)
*「選挙当日の有権者見込数」

第3 投票状況の中間速報

各市町村の投票率を基に県内の投票率を推定し、次の集計結果として発表します。
*「中間推定投票率集計表」
発表は、県選管ホームページで行います(HTML形式及びExcel形式)。

(発表予定時刻)	10時00分現在を	10時40分までに発表
	11時00分現在を	11時40分までに発表
	14時00分現在を	14時40分までに発表
	16時00分現在を	16時40分までに発表
	18時00分現在を	18時40分までに発表
	19時30分現在を	20時10分までに発表

第4 投票状況の確定速報(小選挙区、比例代表)

全市町村の投票状況が確定し次第、次の集計結果として発表します。
*「投票状況集計表」
発表は、県選管ホームページで行います(HTML形式、Excel形式及びCSV形式)。
なお、小選挙区分については、集計の途中経過をリアルタイムで見ることができます。

第5 得票状況速報(小選挙区、比例代表)

市の中間報告(21時30分現在を第1回目として、以後確定するまで、小選挙区は30分おきに、比例代表は1時間おきに報告)及び各市町村からの確定報告を受信次第、次の集計結果として発表します。
*「得票状況集計表」
発表は県選管ホームページで、HTML形式及びExcel形式についてはリアルタイムに、CSV形式については30分ごとに掲載・更新します。
また、全市町村が確定し次第、次の集計結果を県選管ホームページに掲載します。
(HTML形式及びExcel形式の集計表)
*「確定得票総括表」(小選挙区のみ)
*「開票調集計表」

第6 最高裁判所裁判官国民審査

全市町村の審査結果が確定し次第、次の集計結果を一括して発表します。
*「最高裁判所裁判官国民審査投票状況確定集計表」
*「最高裁判所裁判官国民審査内訳集計表」
*「最高裁判所裁判官国民審査開票調」
発表は、県選管ホームページで行います(HTML形式及びExcel形式)。

第7 発表後の訂正

基本的に、すべてホームページ上で行います。
・集計表には当該市町村の「訂正」欄に訂正時刻を表示します。
・訂正については、「お知らせ」欄に訂正情報を掲載します。
・「お知らせ」欄に訂正情報を掲載した際には、希望により訂正情報を掲載した旨を知らせる電子メールを送信します。

第8 報道記者室への紙資料の提供

各社においてインターネット環境を準備するものとし、紙資料は廃止します。
ただし、事故その他重大な障害により、ホームページへの掲載ができなくなった場合には、紙資料を提供します。
また、各社において整備したインターネット環境が事故その他重大な障害により、不通となり、ホームページを通じて速報を受信することができなくなった場合には、紙資料を提供します。

5 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査投票速報要領

第1 選挙当日の有権者見込数 ※全市町村
9月10日(土)、午前10時までに、選挙当日の小選挙区選挙における有権者見込数を別紙「選挙当日の有権者見込数」に記載し、別途通知する「指定ファクシミリ及び指定電話番号一覧」の指定ファクシミリに送信すること。

第2 選挙当日の速報

1 送信方法

(1) 投票状況の中間速報 ※全市町村

投票状況の中間速報の送信は、ファクシミリにより行うこと。

なお、万が一、報告誤りがあった場合は、訂正箇所を見え消して訂正の上、様式右上に「差替え」と明記して速やかに再送信すること。また、速報担当者は、再送信後速やかに差替えを送信した旨を、別途通知する「指定ファクシミリ及び指定電話番号一覧」の投票中間速報用指定電話に電話連絡すること。

(2) その他の速報

その他の速報の送信は、オンラインにより行うこと。

なお、万が一、報告誤りがあった場合は、速やかにオンラインの再送信を行うこと。また、速報担当者は、事前に差替えを送信する旨を、別途通知する「指定ファクシミリ及び指定電話番号一覧」の訂正報告用指定電話に電話連絡すること。

2 オンラインが使用できなくなった場合の対応

オンラインが使用できなくなった場合は、県本部において代行入力を行うので、オンラインの読み合わせ用出力帳票を様式として使用し、別途通知する「指定ファクシミリ及び指定電話番号一覧」の指定ファクシミリに報告を行うこと。(オンラインの出力帳票は、あらかじめ各市町村において印刷しておくこと。)

なお、万が一、報告誤りがあった場合は、訂正箇所を見え消して訂正の上、様式右上に「差替え」と明記して速やかに再送信すること。また、速報担当者は、事前に差替えを送信する旨を、別途通知する「指定ファクシミリ及び指定電話番号一覧」代行入力用指定電話に電話連絡すること。

3 投票状況の中間速報 ※全市町村

(1) 各市町村は、衆議院小選挙区の投票状況について、次の指定時刻に「衆議院中間投票率速報」により指定ファクシミリに送信すること。

なお、同様式中の「選挙当日の有権者数」については、途中で異動があった場合であっても、第1回目に報告した数で報告すること。(最終的な有権者の確定数は、「投票状況の確定速報」において報告すること。)

◎ 指定時刻

第1回	10時00分現在を	10時20分までに
第2回	11時00分現在を	11時20分までに
第3回	14時00分現在を	14時20分までに
第4回	16時00分現在を	16時20分までに
第5回	18時00分現在を	18時20分までに
第6回	19時30分現在を	19時50分までに

(2) 推定投票率算出方法 (一部の投票所を抽出している場合)

① 各市町村は、抽出された各投票所の「選挙当日の有権者数」及び「投票者数」をそれぞれ男、女ごとに集計し、男、女ごとの「投票率」を求め(小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで求める。)、既に各市町村が掌握している「市町村全体の男、女ごとの選挙当日の有権者数」に、当該投票率を乗じて「当該市町村全体の男、女ごとの推定投票者数」を算出し(小数点以下は切り捨て)、これを合計して「市町村全体の推定投票者数」を算出する。

② 次に①で算出した「市町村全体の推定投票者数」を「市町村全体の選挙当日の有権者数」で除して、推定投票率を算出する。

- 4 投票状況の確定速報 ※全市町村
(小選挙区、比例代表)
確定次第、オンラインにより報告を行うこと。

(注)① 各市町村は、事前に各投票区の投票結果を集計するための準備をしておくこと。(集計表の作成、各投票区別・男女別の選挙当日の有権者数の記載等)
② 「投票者数」には、期日前投票及び不在者投票が含まれていることを必ず確認すること。

- 5 得票状況の中間速報 ※市のみ
(小選挙区、比例代表)
- ① 21時30分現在の状況を第1回目として確定するまで、小選挙区は30分ごとに、比例代表は1時間ごとにオンライン報告を行うこと。
 - ② 報告は、各所定時刻の10分前までに送信すること。(例えば、21時30分現在の状況として、21時20分までに送信を行うこと。)
 - ③ 得票状況の中間速報は100票単位で行うこと。
 - ④ 所定の速報時刻には、候補者の得票数が「0」であっても、また、前回の報告結果と同じであっても必ず送信すること。
 - ⑤ 所定の速報時刻に、確定報告ができる状況にあっても、当該所定時刻には、100票単位で中間速報を行い、その後、得票状況の確定速報を行うこと。

- 6 得票状況の確定速報 ※全市町村
(小選挙区、比例代表)
確定次第、オンラインにより報告を行うこと。
このとき、無効投票及びあん分の内訳も併せて報告を行うものである。

(注) 確定速報は、投票者数、得票総数、有効投票数等とよく照合確認した上で行うこと。

なお、投票者数と投票総数が一致しない場合は、一般的に次のようなことが考えられる。

- ① 投票総数が投票者数より少ない場合
 - ・ 不受理の決定を受けた不在者投票又は仮投票がある場合
 - ・ 投票者が投票しないで投票用紙を持ち帰った場合
- ② 投票総数が投票者数より多い場合
 - ・ 選挙人が正規に投票したほか、候補者氏名を記入した紙片等(全く投票と認められないものを除く。)を投入した場合

- 7 最高裁判所裁判官国民審査 ※全市町村
小選挙区及び比例代表のすべての速報が終了した後、「投票状況の確定速報」、「審査内訳」及び「無効票の内訳」を一括してオンラインにより報告すること。

第3 速報体制の解除

市町村の速報体制については、県からオンラインによる解除指示があるまで、担当者は必ず開票場所に残っていること。

なお、県からのオンラインによる解除指示が届かない場合は、別途通知する「指定ファクシミリ及び指定電話番号一覧」に記載してある解除用指定電話に照会すること。

第4 報道機関等に対する発表

県に対する速報を行った後の報道機関等への発表については、開票事務等に影響がない限り実施して差し支えないこと。

第5 投開票事務についての疑義

投開票事務について疑義がある場合は、別途通知する「指定ファクシミリ及び指定電話番号一覧」に記載してある質疑応答用指定電話に照会し、回答を求めること。

第6 各市町村に対する配付用紙(投開票速報に係る県報告用様式一覧表)

- ① 「選挙当日の有権者見込数」
- ② 「衆議院中間投票率速報」

6 第44回衆議院議員総選挙啓発推進事業要領

1 趣旨

明るい選挙を実現するためには、すべての国民が選挙の意義を自覚するとともに選挙の正しいルールを守り、進んで投票に参加することが必要である。このため、今回の衆議院議員総選挙においては、投票総参加の呼びかけときれいな選挙の推進を重点に各種啓発事業を行うものである。

2 重点事項

(1) 投票総参加の呼びかけ

選挙は、主権者たる国民が政治に参加する最大の機会であること、投票に参加することが国民の権利であるとともに、民主政治の健全な発展に欠くことのできないものであることを周知徹底し、有権者が貴重な一票を進んで投票するよう呼びかけるものとする。

(2) きれいな選挙の推進

国政における参議院の役割に対する認識を深め、政党等や候補者の主義・主張を十分見極めて自覚ある投票をするように呼びかけること。

また、選挙の正しいルールを周知徹底することにより、買収、供応等悪質な選挙違反を一掃し、選挙人の自由な意思で投票することができるよう、明るい選挙を推進する。

(3) 若年層への啓発強化

投票率が低い傾向にある若年層に的を絞った広報を重点的に行うものとする。

3 事業の進め方

(1) 県選挙管理委員会は、県明るい選挙推進協議会及び各関係団体との密接な連携のもとにこの事業を推進するものとする。

(2) 市町村選挙管理委員会は、各関係行政機関、市町村明るい選挙推進協議会、白ばらの会、婦人団体等の関係団体との密接な連携のもとに、地域の特性を活かした事業を推進するものとする。

(3) 明るい選挙推進協議会は、民間団体としての特性を活かし、実効のある実践活動を推進するものとする。

なお、事業実施に当たっては、新聞、放送等の報道機関と密接な連携をとり、積極的に情報資料の提供を行い、その協力を得て、有権者の関心を高めるものとする。

4 実施事業

(1) 県が行う事業

- ア 横断幕による広告
- イ 懸垂幕による広告（市町村に配付）
- ウ ポスターの配布
- エ テレビ・ラジオによる広告
- オ 新聞広告
- カ バス・JRへの広告
- キ 視覚障害者に対する選挙のお知らせ

- ク 県のホームページの活用
- ケ 街頭啓発キャンペーン
- コ その他

(2) 市町村が行う事業

- ア 懸垂幕、ポスター等による広告（県選管より配付）
- イ 広報車による巡回広報
- ウ 有線・無線放送等設備の活用
- エ 出稼者に対する選挙情報の提供
- オ 市町村が発行する広報紙の活用
- カ その他

なお、県の街頭啓発キャンペーンは9月3日（土）に行う予定である。

今回はより啓発効果を高めるため、当該日を県内一斉の啓発キャンペーンの日とすることとし、各市町村も当該日になるべく啓発活動を行うものとする。

5 事業推進上の注意

- (1) 有権者を強制して投票させるような行為にわたらないこと。
- (2) 広報車等による巡回広報に際しては、候補者の選挙運動等の妨害にならないようにするとともに、学校、病院、その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持すること。

7 第44回衆議院議員総選挙及び第20回最高裁判所裁判官国民審査啓発推進事業実績

(単位：千円)

推進事業の種類	事業に要する経費	媒体	事業内容
1 啓発資材作成	1,668	<ul style="list-style-type: none"> 懸垂幕作製 横断幕作製 ポスター印刷 バス広告看板作製 街頭啓発用ポケットティッシュ作製 	<p>1 懸垂幕及び横断幕を作製し、県庁、市町村の庁舎に掲示した。 ほかに、県内「道の駅」に掲示した。</p> <p>2 啓発ポスターを作製し、市町村役場、デパート、スーパー、公共施設、大学等に配付、掲示した。</p> <p>3 街頭啓発キャンペーン(9/3)においてポケットティッシュ等を配布した。</p>
2 視覚障害者に対する啓発	894	<ul style="list-style-type: none"> 点字によるお知らせ、点字による候補者氏名表作成 	<p>視覚障害者に対する啓発として、投票日、候補者の氏名、所属政党等を記載した選挙のお知らせを作成し、配付した。</p> <p>また、各投票所に候補者の氏名、所属政党等を記載した点字氏名表を配付した。</p> <p>テレビスポット放送により、投票総参加及びひびるい選挙の推進を呼びかけた。</p>
3 テレビスポット放送	4,013	<ul style="list-style-type: none"> テレビスポット 	<p>RAB、ATV、ABA 15秒スポット各35回(9/6~9/11)</p> <p>ラジオスポット放送により、投票総参加及びひびるい選挙の推進を呼びかけた。</p>
4 ラジオスポット放送	240	<ul style="list-style-type: none"> ラジオスポット 	<p>RAB、FM青森 15秒スポット各15回(9/10~9/11)</p> <p>公示日及び投票日前日の新聞紙上(地元3紙)において、投票総参加を呼びかけた。</p>
5 新聞広告	2,785	<ul style="list-style-type: none"> 東奥日報 デーリー東北 陸奥新報 	
6 バス広告	326	<ul style="list-style-type: none"> 青森市営バス、弘南バス、八戸市交通部 南部バス、下北交通、十和田観光バス 	<p>県内のバスにおいて投票総参加を呼びかけるポスターの掲示を行った。</p> <p>県内バス会社 6社</p>
7 毎戸配布紙掲載	1,066	<ul style="list-style-type: none"> クリップバー 	<p>県内で発行されている毎戸配布紙(青森、八戸)に投票総参加を呼びかける広告を掲載した。</p>
8 ポスター掲示	223	<ul style="list-style-type: none"> JR 	<p>啓発ポスターを県内主要駅に掲示した。</p> <p>県内主要路線において中吊り広告及びドア横への広告を掲示した。</p>
9 パナー広告	92	<ul style="list-style-type: none"> web東奥 	<p>web東奥上に県選管作成の衆議院選挙ページへリンクするパナー広告を掲載した。</p>
10 その他			<p>1 デパート等店内放送</p> <p>デパート、官庁の放送設備を利用して投票総参加及びひびるい選挙の推進を呼びかけた。</p> <p>2 選挙公報搬送車出発式</p> <p>選挙公報搬送日に県庁正面玄関前において出発式を行い、選挙公報を有権者及びマスコミにPRした。</p> <p>3 県明るい選挙推進協議会会長談話</p> <p>公示日前日に県明るい協議会会長談話を報道機関に発表した。</p> <p>4 委員長談話</p> <p>投票日前日に委員長談話を報道機関に発表した。</p> <p>5 街頭啓発キャンペーンの実施</p> <p>9月3日(土)を啓発キャンペーンの日とし、県内市町村一斉に啓発活動を行った。</p>
合 計	11,307		

選挙公報

平成17年9月11日執行
衆議院小選挙区選出議員選挙
青森県第1区

改革をおこたらず、郷土の明日を拓く。



自民党公認 青森県選出議員
つしま 英雄二

福祉を優先、暮らしを充実

福祉の確立

将来心配のない年金・医療等の社会保障制度を確立し、みんな心安らかに暮らせる社会の実現に、全力を尽くします。

地域の活性化

新幹線(常陸線)を活かした地域の活性化をはかり、政府の森林水産業を担担することによる、地域の資源・技術を生かした生産システムを支援、働く場の確保、取組支援策を積極的に推進します。

産業の再生

疲弊した地域産業を、再生させるのは政府の大きな仕事。地域の資源・技術に着目した地域産業の再生策の支援と共に、地域密着型金融の推進で、地域産業の再生をはかる。

改革の推進

憲政改革をはじめとする行財政の改革を、広い見地から取り組み、次世代に過度な負担をかけるため、改革を推進します。

教育の充実

一人ひとりの豊かな才能・個性を伸ばすことと教育の質を、早稲で文化が咲きほぐる国・ふるさとを愛し、「いのちの大切さ」を思いやる心をもち、つちかう教育の確立に全力を尽くします。

- ◎よくま推 日野の選挙区、12歳～18歳を7人に定額、減額した12歳以下児童の給食費
- ◎わかり真行 介護給付の充実を主とする、高齢者の負担を減らすことと、高齢者の生活の質を向上させることに関する施策の推進
- ◎じめな資勢 子育て支援策、子育て支援策の充実、子育て支援策の推進に資する施策の推進

つしま 英雄二選挙事務所
〒980-0801 青森市青森1-1-1
TEL:017-722-3191 FAX:017-722-3192

比例代表も自民党へ

未来が見える、新しい政治を。



つしま 英雄二
自民党公認 青森県選出議員

- ◎幼少で育ち、利益を分かち合え 国民生活「四週間」
一人当たり所得が、10年間で2割増える。国民生活の向上を促すため、国民生活「四週間」を推進する。国民生活の向上を促すため、国民生活「四週間」を推進する。
- ◎世界の平和を回復し、世界をリードする
世界をリードする。世界をリードする。世界をリードする。
- ◎日本の未来を担う若者の活躍を促す
日本の未来を担う若者の活躍を促す。日本の未来を担う若者の活躍を促す。
- ◎安心して子育てができる子育て支援策を推進する
安心して子育てができる子育て支援策を推進する。安心して子育てができる子育て支援策を推進する。

自民党に新風を!



グローバル化に対抗できる
日本改革を断行
国民に「安心」を与える
社会保障改革をやります
大きな政府から、小さな政府への転換
世界に平和に貢献するため
アジア諸国と共に歩みます



「無所属」青森市出身
つしま 英雄二
選挙区 青森県選出議員

北の新しい力。日本へ!

マススタ 48+

- 競争力を持った 農林漁業の確立
競争力を持った農林漁業の確立。競争力を持った農林漁業の確立。
- 安心して暮らせる 医療・年金 制度の確立
安心して暮らせる医療・年金制度の確立。安心して暮らせる医療・年金制度の確立。
- 子育てしやすい 社会環境の確立
子育てしやすい社会環境の確立。子育てしやすい社会環境の確立。
- 自然と調和し、環境に 優しい地域づくり
自然と調和し、環境に優しい地域づくり。自然と調和し、環境に優しい地域づくり。
- 日本の活力を生む 構造改革の実現
日本の活力を生む構造改革の実現。日本の活力を生む構造改革の実現。



無所属 青森県選出議員
マススタ 世喜男
選挙区 青森県選出議員

この選挙公報は、くじやられた選挙区から抽出された候補者の請求書に基づき作成されたもので、印刷したもので、

比例代表は自民党へ

地域再生！郷土の未来を見つめます。

① 地域再生の推進
 地域再生は、地域社会の持続可能な発展を促すための重要な取り組みです。本党は、地域再生の推進に力を入れ、地域社会の活性化を図ります。

② 子育て支援
 子育て支援は、地域社会の未来を担う子どもたちの成長を支えるための重要な取り組みです。本党は、子育て支援の充実を図ります。

③ 高齢者支援
 高齢者支援は、地域社会の持続可能な発展を支えるための重要な取り組みです。本党は、高齢者支援の充実を図ります。

④ 地域産業の振興
 地域産業の振興は、地域社会の持続可能な発展を支えるための重要な取り組みです。本党は、地域産業の振興を図ります。

⑤ 地域社会の活性化
 地域社会の活性化は、地域社会の持続可能な発展を支えるための重要な取り組みです。本党は、地域社会の活性化を図ります。

⑥ 地域社会の持続可能な発展
 地域社会の持続可能な発展は、地域社会の持続可能な発展を支えるための重要な取り組みです。本党は、地域社会の持続可能な発展を図ります。

江渡あきのり選挙事務所
744-0021 青森県青森市本町15-191番0170(20)2011

江渡あきのり
自民党公認 内閣府大臣政務官



江渡あきのり

比例代表は民主党へ

民主党
 いまも
利権政治打破！
 政権交代で本物の改革！

- 民主党 日本刷新8つの約束
 2006年民主党マニフェスト達成項目
1. 子育て支援の充実
 2. 高齢者支援の充実
 3. 地域産業の振興
 4. 地域社会の活性化
 5. 地域社会の持続可能な発展
 6. 地域社会の持続可能な発展
 7. 地域社会の持続可能な発展
 8. 地域社会の持続可能な発展

子育て支援の充実
 子育て支援の充実を図ります。

高齢者支援の充実
 高齢者支援の充実を図ります。

地域産業の振興
 地域産業の振興を図ります。

地域社会の活性化
 地域社会の活性化を図ります。

地域社会の持続可能な発展
 地域社会の持続可能な発展を図ります。

地域社会の持続可能な発展
 地域社会の持続可能な発展を図ります。

地域社会の持続可能な発展
 地域社会の持続可能な発展を図ります。

地域社会の持続可能な発展
 地域社会の持続可能な発展を図ります。

中村友信選挙事務所
http://www.tomonobu.jp

中村友信選挙事務所

〒100-0043 東京都千代田区千代田3-38-9 0324-0668
TEL:0170-24-0188 FAX:0170-24-0170
FAX:0170-24-1844

まずは、税金のムダづかいをストップ！



中村友信
民主党公認 とものぶ

比例代表は民主党へ

青森県
 かけがえのない一議席。
 今度も東北比例で必ず国会へ

憲法をまもりぬく
たしかかな野党が必要です

● サラリーマン増税、消費税増税に反対します。
 ● 憲法改正に反対します。
 ● 税金のムダづかいをやめ、大企業、大資産家に相応の負担をもとめます。
 ● 農林水産業、地域経済を守るために、各界の力と力をあわせて、三沢基地の強化、核のゴミ捨て場に反対し、原発・核推進を見直します。
 ● 安心できる介護保険、子育ての環境づくりにがんばります。地域の産物、人権保護を求めます。
 ● ネットワークと国民へのサービスを守ります。
 ● 地方財政を切り詰めて反対します。

私の公約

● サラリーマン増税、消費税増税に反対します。
 ● 憲法改正に反対します。
 ● 税金のムダづかいをやめ、大企業、大資産家に相応の負担をもとめます。
 ● 農林水産業、地域経済を守るために、各界の力と力をあわせて、三沢基地の強化、核のゴミ捨て場に反対し、原発・核推進を見直します。
 ● 安心できる介護保険、子育ての環境づくりにがんばります。地域の産物、人権保護を求めます。
 ● ネットワークと国民へのサービスを守ります。
 ● 地方財政を切り詰めて反対します。

比例代表は「日本共産党」とお書きください

企業団体献金も 政党助成金もうち取りません。 | 税金の使い方はくらしと 社会保障を第一に。 | 「アメリカのいいなり」をやめ世界とアジアの平和に貢献する日本を。



日本共産党
いちかわ
市川みとし

選挙区は
木下ちよじ
比例区は**社民党**へ



強権・強圧政治にピリオドを!
国政に地方自治の声を吹き込む!
国民を見ずして、改革なし!

木下ちよじの10大政策

- #1 雇用の高度化・観光資源の活用・社会関係ネットワークの拡充から、下北地域の発展基盤をなす下北半島開発促進整備の早期完成に全力をつくします。
- #2 年金・医療・福祉の抜本的改革、地味住民の命の危険を伴う自治体病院、診療所の安定した運営確保に取り組み、安心して暮らす社会保険制度をつくれます。
- #3 「痛み・負担・リストラ」の預託社会にNOを突きつけ、たしかな雇用創出政策を積極的に行き、若者の就職機会をなくしません。
- #4 国の財政構造改革をし、活力ある産業経済圏をつよめ、気候の回復をはかり、農業・林業・漁業の再生と再建に全力で取り組めます。
- #5 東北新幹線の開通への開発に伴い、上北・下北地方地域の中心市街地再生策をバックアップし、数郡行政圏実現に向けての国政へのパイプ役を積極的につとめます。
- #6 分権・自治推進による地域の自己決定や透明な新しい社会ルールを確立し、情報公開の徹底やNPO活動の支援などを促す。市民主導への行政に転換します。
- #7 地域に根ざした絆と個性が女人間性・創造性を育む教育政策を進めます。
- #8 女性に有利するあらゆる差別をなくし、社会のすべての場で男女平等を実現します。
- #9 都市圏と地方の垣根を越え、高い社会福祉の充実・発展をはかり、緊密なネットワークを構築します。財政健全化には反対します。
- #10 平和憲法を世界に受け、戦争のない世の中をつくらせます。

私の約束する政策

安心・元気がでる創造的福祉社会の実現



青森県第2選挙区
衆議院議員立候補者
木下ちよじ
社民民主党公認

**衆議院議員
総選挙**

9月11日投票日



小選挙区選挙

候補者に投票します。
投票用紙(白色)には、候補者の氏名を記入してください。

比例代表選挙

政党等に投票します。
投票用紙(オレンジ色)には、政党等の名称又は略称を記入してください。

投票時間

午前7時から午後8時まで

ただし、市町村の一部の投票所では投票時間を変更していますので注意してください。

期日前投票(投票日前でも、直接投票箱に投票できます。)

投票日に用事があるなどの理由で投票できない人は、公示日の翌日から投票日前日までの間に、各市町村の選挙管理委員会で期日前投票をして、棄権しないようにしましょう。

**サポーターじゃない。
全員、プレーヤーだ。**



NIPPONの未来を決める over20.

**9月11日(日)
衆議院議員
総選挙投票日
午前7時~午後8時**

期日前投票/8月31日(水)~9月10日(土)午前8時30分~午後8時
最高裁判所裁判官国民審査/9月11日(日)
期日前投票/9月4日(日)~9月10日(土)

青森県選挙管理委員会・青森県明るい選挙推進協議会
<http://www.pref.aomori.jp/senkan/index.html>



この選挙公報は、くじを引いて当落が決定し、候補者から提出された公報をその進捗等に応じて印刷したものです。

衆議院議員
総選挙

9月11日投票日



小選挙区選挙

候補者に投票します。

投票用紙（白色）には、候補者の氏名を記入してください。

比例代表選挙

政党等に投票します。

投票用紙（オレンジ色）には、政党等の名称又は略称を記入してください。

○ 投票時間

午前7時から午後8時まで

ただし、市町村の一部の投票所では投票時間を変更していますので注意してください。

○ 期日前投票（投票日前でも、直接投票箱に投票できます。）

投票日に用事があるなどの理由で投票できない人は、公示日の翌日から投票日前日までの間に、各市町村の選挙管理委員会で期日前投票をして、棄権しないようにしましょう。

サポーターじゃない。
全員、プレーヤーだ。

NIPPON の未来を決める over20.

9月11日(日) 衆議院議員総選挙投票日

午前7時～午後8時

期日前投票／8月31日(水)～9月10日(土)

午前8時30分～午後8時

最高裁判所裁判官国民審査／9月11日(日)

期日前投票／9月4日(日)～9月10日(土)

青森県選挙管理委員会・青森県明るい選挙推進協議会
<http://www.pref.aomori.jp/senkan/index.html>



比例代表の投票は国民新党(こくみん)とお書きください つしま恭一 青森県選挙管理委員会 TEL.0172-37-2400 国民新党

比例代表も 国民新党へ

信念に基づいて行動した
ことで多くの皆さまから
激励をいただきました

去る7月5日、郵政民営化案が
衆議院で採決され、国民新党
の中から、私を含め37名が反対票を
投じ、14名が棄権したのは欠席し
た結果、法案はわずから賛成の可決
となりました。採決直後から、私の
行動に対して数多くのご意見が寄
せられました。「郵便局がなくれば
大変、よく反対してくれた」「信念
を貫いたのは立派。政治家はこうあ
るべきだ」などのご褒めが多いが、
疑問を投げかける声もありました。
「捨てたものは取り戻せないのよ
かがあるのよ」などです。本意に著
しい誤解でした。でもなぜ反対票を
投じたのか、その理由をこれから申
し述べたいと思います。

本政府への米連立政権でも
日本郵政公社の民営化はほぼ確
定されています。米連立政権を
わが国に輸出したいがために、火傷
研の検査指図の通知を求め、さら
に年内でもBSE検査の基準を確め
て強行に輸出解禁を迫っています。
いまま、郵政事業を民営化すれば、次
に来るものは間違いなく企業の市
場開放であり、その圧力は社会保険
や医療分野などにも及ぶ危険性が
十分にあります。

2年前に公社化された日本郵政
公社は、2万人の人員を擁護し、3期
単一経営で郵貯・郵便局の通用
益で職員給与をまかっていたため、
税金の投入は1円もありません。ま
た職員の急増改革によって、サービ
スが格段に良くなったとの声を多
く聞きます。さらに通信マシンの
急増普及で最も優先で取り組んで
ほしい課題として、東京対策、年金
などの社会保障政策、雇用対策など
が上位を占め、郵政民営化は決して
高くありません。国庫での削減も少
なく、十分に国民の理解を得られて
いない状況です。

選挙が国づくりに目指してい
ます。問題があるからこそ
反対票を投じました
郵政民営化は外国の例をみても
良い結果ではありません。
アメリカはわが国に郵政の民営
化を要求しながら、自国では公益を
維持しています。
郵政事業を民営化した
ドイツやイギリス
ニュージーランドなどでは
郵便局が統合され
郵便料金が確実に
値上げされています
国、ふるさとのために
「何が大切なのか」
「正解はどこにあるのか」
を考え
良心に照らして
決断した行動であることを
皆様にご理解いただきますようお
願い申し上げます。

本当に大切なものを守るため
持続可能な社会保障制度へ
国民負担率を抑制しながら
世代間での不公平を是正します
治安の危機的現況に対処し
安全な国、安心の生活を取り戻します
美しい自然、伝統、様式を次代に残し
文化・芸術・スポーツを生かした
人間力を高める教育改革を進め
豊かな国づくりを目指します



つしま 恭一

信念を貫く 国民新党公認
衆議院青森4区



衆議院議員 総選挙

9月11日投票日



小選挙区選挙
候補者に投票します。
投票用紙(白色)には、候補者の氏名を記
入してください。

比例代表選挙
政党等に投票します。
投票用紙(オレンジ色)には、政党等の名
称又は略称を記入してください。

- 投票時間
午前7時から午後8時まで
ただし、市町村の一部の投票所では投票時間を変更していますので注意
してください。
- 期日前投票(投票日前でも、直接投票箱に投票できま
す。)
投票日に用事があるなどの理由で投票できない人は、公示日の翌日から
投票日前日までの間に、各市町村の選挙管理委員会で期日前投票をして、
棄権しないようにしましょう。

**サポーターじゃない。
全員、プレーヤーだ。**

NIPPONの未来を決める over20.

**9月11日(日)
衆議院議員
総選挙投票日**
午前7時~午後8時

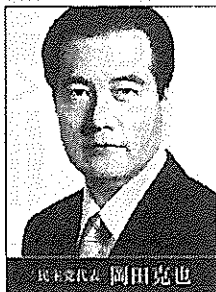
期日前投票/8月31日(水)~9月10日(土)午前8時30分~午後8時
最高裁判所裁判官国民審査/9月11日(日)
期日前投票/9月4日(日)~9月10日(土)

青森県選挙管理委員会・青森県明るい選挙推進協議会
http://www.pref.aomori.jp/senkan/index.html

この選挙公報は、くじり印にて複製禁止を決定し、候補者から提出された印刷物の複製を許可して印刷したものです。

日本刷新、政権交代へ!

日本は今、徹底的に改革に取り組みなくてはならない時期にきています。
このまま小泉総理の「まがいもの改革」を続けさせるのか、それとも真面目に「本物の改革」に挑戦する民主党政権を実現させるのか。
今回の総選挙は政権選択の選挙であり、日本の未来を選択するためのものでもあるのです。
みなさん、一緒になって政権交代の扉を開いていこうではありませんか。



民主代表 岡田克也

日本刷新8つの約束

- 1 衆議院定数80の削減、議員年金廃止、国家公務員人件費2割削減等、3年間で10兆円のムダづかいを一掃します。
- 2 社会保険庁を廃止し、年金を一元化します。
- 3 公立学校改革に着手し、月額1万6000円の「子ども手当」を支給します。
- 4 地域の工夫を引き出すため、ヒモつき補助金18兆円を、地方の財源に切り換えます。
- 5 12月までにイラクから自衛隊を撤退させ、日本にふさわしい復興支援に取り組みます。
- 6 10年後の自給率50%実現のため、「直接支払制度1兆円」をスタートします。
- 7 官製談合を根絶し、道路公園廃止と高速道路無料化を実現します。
- 8 郵貯・簡保を徹底的に縮小し、「官から民」へ資金を流します。郵便局の全国一律サービスは維持します。

東北選挙区名簿登載者







 伊和 徹也 東北1区(約2) 1974年10月1日生まれ 東北大学経済学部に在学 中	 中村 文博 青森県選出(約1) 1963年10月1日生まれ 東北大学経済学部卒業 東北大学大学院経済学 科に在学	 谷本 貴子 青森県選出(約1) 1963年10月1日生まれ 東北大学経済学部卒業 東北大学大学院経済学 科に在学	 伊和 徹也 東北1区(約2) 1974年10月1日生まれ 東北大学経済学部に在学 中	 中村 文博 青森県選出(約1) 1963年10月1日生まれ 東北大学経済学部卒業 東北大学大学院経済学 科に在学	 谷本 貴子 青森県選出(約1) 1963年10月1日生まれ 東北大学経済学部卒業 東北大学大学院経済学 科に在学	 伊和 徹也 東北1区(約2) 1974年10月1日生まれ 東北大学経済学部に在学 中	 中村 文博 青森県選出(約1) 1963年10月1日生まれ 東北大学経済学部卒業 東北大学大学院経済学 科に在学	 谷本 貴子 青森県選出(約1) 1963年10月1日生まれ 東北大学経済学部卒業 東北大学大学院経済学 科に在学	 伊和 徹也 東北1区(約2) 1974年10月1日生まれ 東北大学経済学部に在学 中	 中村 文博 青森県選出(約1) 1963年10月1日生まれ 東北大学経済学部卒業 東北大学大学院経済学 科に在学	 谷本 貴子 青森県選出(約1) 1963年10月1日生まれ 東北大学経済学部卒業 東北大学大学院経済学 科に在学	 伊和 徹也 東北1区(約2) 1974年10月1日生まれ 東北大学経済学部に在学 中	 中村 文博 青森県選出(約1) 1963年10月1日生まれ 東北大学経済学部卒業 東北大学大学院経済学 科に在学
---	--	--	---	--	--	---	--	---	---	--	--	---	--

比例区は民主党

(略称:民主)



東北には私たちが、います。 東北ブロック比例代表名簿登載者

 平和とくらしが イチバン なかや 由子 1958年10月1日生まれ 東北大学経済学部卒業 東北大学大学院経済学 科に在学	 健康を守り、生活 環境の暮らしに 山本 幸子 1958年10月1日生まれ 東北大学経済学部卒業 東北大学大学院経済学 科に在学	 生命を守ることは 政府の原点 久保 孝喜 1958年10月1日生まれ 東北大学経済学部卒業 東北大学大学院経済学 科に在学
 国民に地方自治の声を 聞き込む 木下 ちよじ 1958年10月1日生まれ 東北大学経済学部卒業 東北大学大学院経済学 科に在学	 強権政治にノーと言っ たらどうなるかを 細川 光正 1958年10月1日生まれ 東北大学経済学部卒業 東北大学大学院経済学 科に在学	 社民党を 強めるはず 伊藤 おのいち 1958年10月1日生まれ 東北大学経済学部卒業 東北大学大学院経済学 科に在学

国民を見ずして、 改革なし。

小泉首相は日々「改革」と言うけれど、国民をカヤの外に置き、暮らしと平和を壊すことが改革ではありません。「国民を見ずして、改革なし」——社民党は、「勝ち組」のための政治ではなく、誰もが安心して暮らせる社会へと変革を促す、足踏を改良して「競争」のできる国にする政治ではなく、道徳を生かした平和な国づくりに努力します。政治を変えろ力を、ぜひ社民党にお貸しください。

平和とくらしがイチバン
比例区は **社民党**
社民民主党選挙公報
<http://www.sdp.or.jp>

この選挙公報は、くじを引いて当落数等を決定し、候補者から提出された公報をそのまま写真製版して印刷したものです。



景気回復、年金などの社会保障改革、
税金のムダ使いをやめさせる…
この国が避けて通ることのできない
課題すべてにつながる改革、
それこそが郵政民営化です。



改革を止めるな。

あなたの街の小選挙区候補者

青森

- 1区 つしま 雄二
- 2区 江波 あきのり
- 3区 大島 理森
- 4区 木村 太郎

秋田

- 1区 二田 孝治
- 2区 小野 たかき
- 3区 みのり川 信英

山形

- 1区 えんどう 利明
- 2区 遠藤 武彦
- 3区 加藤 紘一

福島

- 1区 亀岡 よしたみ
- 2区 根本 たくみ
- 3区 はすみ 進
- 4区 渡部 あつし
- 5区 吉野 まさよし

岩手

- 1区 及川 あつし
- 2区 すずき 俊一
- 3区 はしもと ひでのり
- 4区 たまざわ 徳一郎

宮城

- 1区 土井 とおる
- 2区 秋葉 けんや
- 3区 西村 あきひろ
- 4区 いたう 信太郎
- 5区 さいとう 正美
- 6区 小野寺 五典

小選挙区に重複立候補しない比例候補者

東北ブロック純粋比例代表候補者

坂本 こうじ 中野 まさし 佐藤 たつお 佐藤 たか夫

投票の順序

1 まず選挙区選挙の
投票を行います。
候補者名を書きます。

小選挙区は、あなたの街の
自民党の「候補者名」を
お書きください。

2 つぎに、比例代表選挙の
投票を行います。
政党名(自民党)を書きます。

比例代表は
「自由民主党」または「自民党」と
お書きください。

比例区の投票用紙に、
個人候補者名を書かれると、
無効となりますのでご注意ください。

私たちは約束し、実行します！

- 郵政民営化を実現します。民営化されても国民の資産である郵便局ネットワークを維持、過疎地の郵便局はなくさないなど、国民の利便性に十分配慮します。
- 少子高齢化が進展するなか、将来の安心を保障するために税や社会保障料など負担と給付のあり方について社会保障制度全般にわたる二体系的な見直しと各制度の改革に取り組みます。
- 東北が真に品格のある地域として、次代を担う子供たちが夢と希望を抱ける明るい未来を切り拓くために、知育・徳育・体育・食育による人間力の向上を推進します。合わせて、高等教育と研究開発の充実等を図ります。
- 東北地域の自主性・裁量度を最大限に活かし、産業・経済・雇用を拡大することにより、東北を活性化するために、三位一体改革による地方分権の推進強化を図ります。
- 食料供給基地東北の確固たる地位の確立のため、農林水産業と農山漁村の健全な発展を目指した施策を推進します。
- 地域住民の安全・安心な生活を守るため、地震を始め風水害など総合防災体制の整備促進を図ります。また、美しい東北を守り、地球環境を守るため、総合的な環境対策を講じます。また、原子力対策を強化します。
- 東北地域交通ネットワークの早期建設・整備促進・早期完成を図ります。東北中央自動車道、東北横断自動車道、常磐自動車道、三陸自動車道、日本海沿岸東北自動車道、東北新幹線の早期完成。

比例代表は

国民新党

http://www.kokumin.biz

または『国民』とお書きください。

国民の声を聞く 国民の命を守る 国民の幸せをつくる 国民のために働く あたがたい政治をおこなう

国民新党の公約

1. 憲法に国民の国民による憲法のための改定を目指します。
2. 強権政治を排除し、国民の声を聞き、基本的人権と国会制度を守ります。
3. 日本の伝統と文化を生かし、助け合いと共生のあたたかい社会を築きます。
4. 世界の少ない日本の未来を拓くため、教育を重視し、知識のみならず心の教育にも力を入れます。
5. 国を切り替える名ばかりの改定でなく、年金・福祉政策を確立し、すべての国民を幸せにする真の改革を行います。
6. 経済合理性のみに基づいた国内投資の競争原理主義を排除し、潤も絶み・負け組みをつくらず、すべての国民の生活の安心と安全を守る経済政策を展開します。
7. 中小企業や宗廟企業を助け、農村・漁村等置き残さない地域社会を守り続けます。
8. 友好関係の構築に際する安全保障はないとの視角に立ち、自主独立の外交を展開します。
9. 自分の国は自分で守るとの気概を持ち、平和を守り戦争に反対します。
10. かけがえのない自然環境を守り、火山・洪水を起す、災害の防止に努めます。



つしまぎ一



石川けんじろう



鈴木たくみ

- 税** 12兆円のサラリーマン増税、消費税率2ケタ化など国民大増税に反対します。税金のムダづかいにメスを入れ、大もうけている大金業に相応の負担を求めます。
- 社会** 社会保障の連続改定に反対し、郵のいじめの政治とたたかいます。年金・医療・介護などの負担減免制度を拡充し、「最低保障年金」の実現をめざします。
- 郵政** 郵政民営化にきっぱり反対し、郵便局の全国ネットワークと黒民へのサービスをまもりまします。
- 憲法** 憲法9条をまもりまします。過去の侵略戦争の正当化を許さず、世界とアジアで平和・友好の野党外交をすすめます。米軍基地の強化・永久化に反対します。

たしかかな野党が必要です

「改革」の名による国民いじめに正面から立ち向かい、国民のくらしをまもろう

- 雇用** 不安定雇用の拡大に歯止めをかけ、正社員と非正社員（均等待遇）のルールをつくらせます。サービス残業や異常な長時間労働をなくします。
- 子育て** 子育てと仕事の両立を応援し、児童手当の拡充、小児医療費や育児休業の改善、保育所の拡充などにとりかみます。
- 農業** 40%の食料自給率を50%台へ回復させます。価格支持制度を守り、価格・所得保障を予算の主役にします。BSEの全頭検査を標準します。
- 防災** 被災者の住宅・営業保障など生活再建を支援します。地震や水害、豪雪など災害対策を抜本的に強化します。原発の総点検を実施し、安全を確保します。

TEL 03 (3403)6111
FAX 03 (5474) 8358
http://www.jp.c.or.jp

比例代表は **日本共産党** とお書きください。 (略称 共産党)

政・官・財にしがらみのない **公明党**。だから **改革** ができます!

マニフェスト 実現&推進99%のチカラ
●公明党は123項目中99%推進! 51項目実現!
公明党が、以前に発表したマニフェスト123項目のうち、51項目が実現または大きく推進。進行中のものを合わせると99%となります。



- 生活者の視点からの3つの改革で日本を創へ。
- 子ども優先 (チャイルドファースト) 社会を構築**
 1. 保育料の減額や給食費の軽減など、子育て負担を軽減し、子育て世代の生活を支える。
 2. 産後休業期間を70日間の延長など、産後の生活を支える。
 3. 産後休業期間を70日間の延長など、産後の生活を支える。
 - 税金を徹底的に節約**
 1. 所得を抑制し、税金を減らす。
 2. 所得を抑制し、税金を減らす。
 - ユーザーの立場で、自動車納税を改革**

自動車納税の改革は、ユーザーの立場で、自動車納税を改革する。自動車納税の改革は、ユーザーの立場で、自動車納税を改革する。

比例区は **公明党** へ!
URL: http://www.komei.or.jp/



衆議院議員総選挙

9月11日投票日

小選挙区選挙 候補者に投票します。
投票用紙(白色)には、候補者の氏名を記入してください。

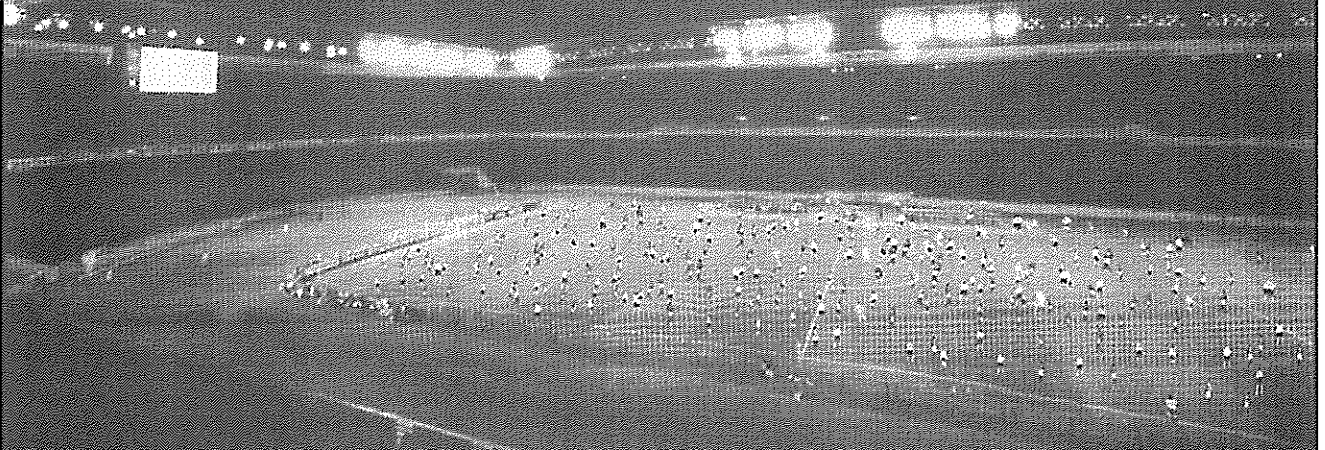
比例代表選挙 政党等に投票します。
投票用紙(オレンジ色)には、政党等の名称又は略称を記入してください。

○ **投票時間** 午前7時から午後8時まで
ただし、市町村の一部の投票所では投票時間を変更していますので注意してください。

○ **期日前投票** (投票日前でも、直接投票箱に投票できます。)
投票日に用事があるなどの理由で投票できない人は、公示日の翌日から投票日前日までの間に、各市町村の選挙管理委員会にて期日前投票をして、棄権しないようにしましょう。

この選挙公報は、くじを引いて投票順序を決定し、候補者から提出された順票をその結果等に基づいて印刷したものです。

サポーターじゃない。 全員、プレーヤーだ。



NIPPON の未来を決める over20。

9月11日(日)

衆議院議員総選挙投票日

午前7時～午後8時

期日前投票／8月31日(水)～9月10日(土)

午前8時30分～午後8時

最高裁判所裁判官国民審査／9月11日(日)

期日前投票／9月4日(日)～9月10日(土)

青森県選挙管理委員会・青森県明るい選挙推進協議会
<http://www.pref.aomori.jp/senkan/index.html>



第2 市町村長及び市町村議会議員選挙
(平成16年8月～平成17年7月)

I 市町村長選挙

Ⅱ 市町村議会議員選挙

1 田舎館村長選挙

選挙を行うべき事由		任期満了による					
選挙の期日	平成16年10月31日	選挙の期日の告示年月日	平成16年10月26日				
1. 選挙当日の有権者数、投票者数及び投票率等							
性別	選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率	投票総数	左の内訳	
						有効投票数	無効投票数
男	3,408	2,692	716	78.99	5,890	5,788	102
女	3,886	3,198	688	82.30	法定得票数	供託物没収点	不受理、持ち帰り等
計	7,294	5,890	1,404	80.75	1,447,000	578,800	0
2. 候補者別得票数							
当落の別	候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	新現前元別	得票数
当	鈴木 孝雄	男	67	農業	無所属	新	3,571
落	佐藤 陸司	男	60	村長	無所属	現	2,217
3. 当選人調							
当選年月日	当選告示年月日	当選証書附与年月日	住	氏名	生年月日	選挙区回数	
平成16年10月31日	平成16年10月31日	平成16年11月1日	田舎館村大字東光寺字稲田6番地1	鈴木 孝雄	昭和12年2月10日	1	

2 三戸町長選挙

選挙を行うべき事由		任期満了による					
選挙の期日	平成16年11月21日	選挙の期日の告示年月日	平成16年11月16日				
1. 選挙当日の有権者数、投票者数及び投票率等							
性別	選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率	投票総数	左の内訳	
						有効投票数	無効投票数
男	5,186	3,400	1,786	65.56	7,279	7,162	117
女	5,700	3,879	1,821	68.05	法定得票数	供託物没収点	不受理、持ち帰り等
計	10,886	7,279	3,607	66.87	1,790,500	716,200	0
2. 候補者別得票数							
当落の別	候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	新現前元別	得票数
当	久慈 豊	男	64	三戸町長	無所属	現	4,326
落	岩井 賢三	男	68	税理士	無所属	新	2,836
3. 当選人調							
当選年月日	当選告示年月日	当選証書附与年月日	住	氏名	生年月日	選挙区回数	
平成16年11月21日	平成16年11月22日	平成16年11月24日	三戸町大字八日町16番地	久慈 豊	昭和15年9月7日	2	

3 横浜町長選挙

選挙を行うべき事由		退職の申立による						
選挙の期日	平成16年12月12日	選挙の期日の告示年月日	平成16年12月7日					
1. 選挙当日の有権者数、投票者数及び投票率等								
性別	選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率	投票総数	左の内訳		
						有効投票数	無効投票数	
男								
女					法定供託物没収点		不受理、持ち帰り等	
計								
2. 候補者別得票数								
当落の別	候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	派	新現前元別	得票数
当	野坂 充	男	53	農業	無所属		新	無投票
3. 当選人調								
当選年月日	当選告示年月日	当選証書附与年月日	住	氏名	生年月日	選挙区画数		
平成16年12月12日	平成16年12月13日	平成16年12月13日	横浜町字横浜77番地	野坂 充	昭和26年1月31日	1		

4 大間町長選挙

選挙を行うべき事由		任期満了による						
選挙の期日	平成16年12月26日	選挙の期日の告示年月日	平成16年12月21日					
1. 選挙当日の有権者数、投票者数及び投票率等								
性別	選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率	投票総数	左の内訳		
						有効投票数	無効投票数	
男								
女					法定供託物没収点		不受理、持ち帰り等	
計								
2. 候補者別得票数								
当落の別	候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	派	新現前元別	得票数
当	金澤 満春	男	54	無職	無所属		新	無投票
3. 当選人調								
当選年月日	当選告示年月日	当選証書附与年月日	住	氏名	生年月日	選挙区画数		
平成16年12月26日	平成16年12月26日	平成16年12月27日	大間町大字大間字下手道31番地1	金澤 満春	昭和25年3月9日	1		

5 深浦町長選挙

選挙を行うべき事由		町長死亡による											
選挙の期日	平成17年1月23日	選挙の期日の告示年月日	平成17年1月18日										
1. 選挙当日の有権者数、投票者数及び投票率等													
性別	選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率	投票総数	左の内訳 有効投票数	無効投票数						
男													
女					法定得票数	供託物没収点	不受理、持ち帰り等						
計													
2. 候補者別得票数													
当落の別	候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	派	新現前元別	得票数					
当	西崎 哲	男	68	無職	無所属	新	新	無投票					
3. 当選人調													
当選年月日	平成17年1月23日	当選告示年月日	平成17年1月23日	当選証書附与年月日	平成17年1月23日	住	深浦町大字深浦字中沢27番地13	氏名	西崎 哲	生年月日	昭和11年10月13日	選挙区	1

6 十和田市長選挙

選挙を行うべき事由		十和田市の設置による											
選挙の期日	平成17年1月30日	選挙の期日の告示年月日	平成17年1月23日										
1. 選挙当日の有権者数、投票者数及び投票率等													
性別	選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率	投票総数	左の内訳 有効投票数	無効投票数						
男													
女					法定得票数	供託物没収点	不受理、持ち帰り等						
計													
2. 候補者別得票数													
当落の別	候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	派	新現前元別	得票数					
当	中野渡 春雄	男	67	農業	無所属	元	元	無投票					
3. 当選人調													
当選年月日	平成17年1月30日	当選告示年月日	平成17年1月31日	当選証書附与年月日	平成17年1月31日	住	十和田市大字深持字山ノ下48番地2	氏名	中野渡春雄	生年月日	昭和12年10月14日	選挙区	3

7 常盤村長選挙

選挙を行うべき事由		任期満了による					
選挙の期日	平成17年1月30日	選挙の期日の告示年月日	平成17年1月25日				
1. 選挙当日の有権者数、投票者数及び投票率等							
性別	選挙当日の有権者数	投票者数	投票率	投票総数	左の内訳		
					有効投票数	無効投票数	
男	2,416	1,860	76.99	4,005	3,957	48	
女	2,689	2,145	79.77			不受理、持ち帰り等	
計	5,105	4,005	78.45	989,250	395,700	0	
2. 候補者別得票数							
当落の別	候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	新現前元別	得票数
当	石澤 善成	男	73	団体役員	無所属	現	2,060
落	三浦 武昭	男	59	会社社長	無所属	新	1,897
3. 当選人調							
当選年月日	当選告示年月日	当選証書附与年月日	住	氏名	生年月日	選挙回数	
平成17年1月30日	平成17年1月31日	平成17年1月31日	常盤村大字水木字水元73番地	石澤 善成	昭和6年7月14日	4	

8 浪岡町長選挙

選挙を行うべき事由		町長失職による					
選挙の期日	平成17年2月13日	選挙の期日の告示年月日	平成17年2月8日				
1. 選挙当日の有権者数、投票者数及び投票率等							
性別	選挙当日の有権者数	投票者数	投票率	投票総数	左の内訳		
					有効投票数	無効投票数	
男	8,063	5,773	71.60	12,441	12,308	133	
女	9,060	6,670	73.62			不受理、持ち帰り等	
計	17,123	12,443	72.67	3,077,000	1,230,800	2	
2. 候補者別得票数							
当落の別	候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	新現前元別	得票数
当	古村 一雄	男	60	農業	無所属	新	6,864
落	加藤 新吉	男	69	農業	無所属	前	5,444
3. 当選人調							
当選年月日	当選告示年月日	当選証書附与年月日	住	氏名	生年月日	選挙回数	
平成17年2月13日	平成17年2月14日	平成17年2月14日	浪岡町大字高屋敷字宅社元2-1	古村 一雄	昭和19年11月3日	1	

9 つがる市長選挙

選挙を行うべき事由		つがる市の設置による					
選挙の期日	平成17年3月13日	選挙の期日の告示年月日	平成17年3月6日				
1. 選挙当日の有権者数、投票者数及び投票率等							
性別	選挙当日の有権者数	投票者数	投票率	投票総数	左の内訳		
					有効投票数	無効投票数	
男							
女				法定供託物没収点		不受理、持ち帰り等	
計							
2. 候補者別得票数							
当落の別	候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	新現前元別	得票数
当	福島弘芳	男	59	団体役員	無所属	元	無投票
3. 当選人調							
当選年月日	当選告示年月日	当選証書附与年月日	住	氏名	生年月日	選挙回数	
平成17年3月13日	平成17年3月14日	平成17年3月14日	つがる市木造林阿曾沼46番地	福島弘芳	昭和20年11月4日	2	

10 東通村長選挙

選挙を行うべき事由		任期満了による					
選挙の期日	平成17年3月13日	選挙の期日の告示年月日	平成17年3月8日				
1. 選挙当日の有権者数、投票者数及び投票率等							
性別	選挙当日の有権者数	投票者数	投票率	投票総数	左の内訳		
					有効投票数	無効投票数	
男	3,337	2,797	83.82	5,635	5,602	33	
女	3,193	2,838	88.88	法定供託物没収点		不受理、持ち帰り等	
計	6,530	5,635	86.29	1,400,500	560,200	0	
2. 候補者別得票数							
当落の別	候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	新現前元別	得票数
当	越善 婿夫	男	63	東通村長	無所属	現	3,345
落	川端 一松	男	56	農業	無所属	新	2,257
3. 当選人調							
当選年月日	当選告示年月日	当選証書附与年月日	住	氏名	生年月日	選挙回数	
平成17年3月13日	平成17年3月13日	平成17年3月14日	東通村大字田屋字上田屋25番地5	越善 婿夫	昭和17年1月7日	3	

1 1 福地村長選挙

選挙を行うべき事由		任期満了による					
選挙の期日	平成17年4月10日	選挙の期日の告示年月日	平成17年4月5日				
1. 選挙当日の有権者数、投票者数及び投票率等							
性別	選挙当日の有権者数	投票者数	投票率				
男							
女							
計							
左の内訳							
		有効投票数	無効投票数				
		投票総数					
		法定得票数	不受理、持ち帰り等				
		供託物没収点					
2. 候補者別得票数							
当落の別	候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	新現前元別	得票数
当	夏坂 秀一	男	50	農業	無所属	現	無投票
3. 当選人調							
当選年月日	当選告示年月日	当選証書附与年月日	住	氏名	生年月日	選挙回数	
平成17年4月10日	平成17年4月10日	平成17年4月11日	福地村大字片岸字砂場22番地	夏坂 秀一	昭和30年3月14日	3	

1 2 佐井村長選挙

選挙を行うべき事由		任期満了による					
選挙の期日	平成17年4月17日	選挙の期日の告示年月日	平成17年4月12日				
1. 選挙当日の有権者数、投票者数及び投票率等							
性別	選挙当日の有権者数	投票者数	投票率				
男	1,208	863	71.44				
女	1,226	946	77.16				
計	2,434	1,809	74.32				
左の内訳							
		有効投票数	無効投票数				
		投票総数					
		法定得票数	不受理、持ち帰り等				
		供託物没収点					
2. 候補者別得票数							
当落の別	候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	新現前元別	得票数
当	太田 健一	男	53	会社役員	無所属	現	1,418
落	立崎 金三郎	男	79	会社役員	無所属	新	301
3. 当選人調							
当選年月日	当選告示年月日	当選証書附与年月日	住	氏名	生年月日	選挙回数	
平成17年4月17日	平成17年4月17日	平成17年4月18日	佐井村大字佐井字中道78-94	太田 健一	昭和26年11月25日	2	

1.3 青森市長選挙

選挙を行うべき事由		青森市の設置による		選挙の期日		選挙の期日の告示年月日		平成17年4月17日	
選挙の期日	平成17年4月24日	選挙の期日	平成17年4月24日	選挙の期日	平成17年4月24日	選挙の期日	平成17年4月24日	選挙の期日	平成17年4月17日
1. 選挙当日の有権者数、投票者数及び投票率等									
性別	選挙当日の有権者数	投票者数	乗権者数	投票率	投票総数	有効投票数	無効投票数	左の内訳	
男	116,561	60,673	55,888	52.05	132,106	130,996	1,110	有効投票数	無効投票数
女	135,694	71,433	64,261	52.64	法 定 得 票 数	供 託 物 没 収 点	不 受 理 、 持 ち 帰 り 等		
計	252,255	132,106	120,149	52.37	32,749,000	13,099,600	0		
2. 候補者別得票数									
当落の別	候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	新現前元別	得票数		
当	佐々木誠造	男	72	無職	無所属	元	71,418		
落	奈良岡 央	男	48	会社顧問	無所属	新	54,606		
落	中村 康一	男	54	青森公立大学生	無所属	新	4,972		
3. 当選人調									
当選年月日	当選告示年月日	当選証書附与年月日	住所	氏名	生年月日	選挙区			
平成17年4月24日	平成17年4月25日	平成17年4月25日	青森市浪打1丁目502番地14	佐々木誠造	昭和7年10月30日	5			

1.4 五所川原市長選挙

選挙を行うべき事由		五所川原市の設置による		選挙の期日		選挙の期日の告示年月日		平成17年4月17日	
選挙の期日	平成17年4月24日	選挙の期日	平成17年4月24日	選挙の期日	平成17年4月24日	選挙の期日	平成17年4月24日	選挙の期日	平成17年4月17日
1. 選挙当日の有権者数、投票者数及び投票率等									
性別	選挙当日の有権者数	投票者数	乗権者数	投票率	投票総数	有効投票数	無効投票数	左の内訳	
男	23,646	14,169	9,477	59.92	31,524	30,657	867	有効投票数	無効投票数
女	27,809	17,355	10,454	62.41	法 定 得 票 数	供 託 物 没 収 点	不 受 理 、 持 ち 帰 り 等		
計	51,455	31,524	19,931	61.27	7,664,250	3,065,700	0		
2. 候補者別得票数									
当落の別	候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	新現前元別	得票数		
当	成田 守	男	70	農業	無所属	元	24,939		
落	三上 誠三	男	55	会社社長	無所属	新	5,718		
3. 当選人調									
当選年月日	当選告示年月日	当選証書附与年月日	住所	氏名	生年月日	選挙区			
平成17年4月25日	平成17年4月25日	平成17年4月26日	五所川原市松島町四丁目21番地	成田 守	昭和9年8月21日	3			

1.5 外ヶ浜町長選挙

選挙を行うべき事由		外ヶ浜町の設置による					
選挙の期日	平成17年4月24日	選挙の期日の告示年月日	平成17年4月19日				
1. 選挙当日の有権者数、投票者数及び投票率等							
性別	選挙当日の有権者数	投票者数	乗権者数	投票率	投票総数	左の内訳 有効投票数	無効投票数
男	3,552	2,852	700	80.29	6,272	6,225	47
女	3,926	3,420	506	87.11	法 定 得 票 数	供 託 物 没 収 点	不 受 理、 持 ち 帰 り 等
計	7,478	6,272	1,206	83.87	1,556,250	622,500	0
2. 候補者別得票数							
当落の別	候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	新現前 元別	得票数
当	森内 勇	男	67	農業	無所属	新	2,667
落	笹木 義廣	男	55	農業	無所属	元	2,133,599
落	北田 嘉弘	男	58	会社役員	無所属	元	1,424,400
3. 当選人調							
当選年月日	当選告示年月日	当選証書 附与年月日	住所	氏名	生年月日	選挙 回数	
平成17年 4月24日	平成17年 4月25日	平成17年 4月25日	外ヶ浜町字蟹田 139-1	森内 勇	昭和13年 3月2日	1	

1.6 深浦町長選挙

選挙を行うべき事由		深浦町の設置による					
選挙の期日	平成17年4月24日	選挙の期日の告示年月日	平成17年4月19日				
1. 選挙当日の有権者数、投票者数及び投票率等							
性別	選挙当日の有権者数	投票者数	乗権者数	投票率	投票総数	左の内訳 有効投票数	無効投票数
男	4,505	3,481	1,024	77.27	7,709	7,625	84
女	5,095	4,228	867	82.98	法 定 得 票 数	供 託 物 没 収 点	不 受 理、 持 ち 帰 り 等
計	9,600	7,709	1,891	80.30	1,906,250	762,500	0
2. 候補者別得票数							
当落の別	候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	新現前 元別	得票数
当	西崎 哲	男	68	無職	無所属	元	4,327
落	七戸 均	男	67	商業	無所属	新	3,298
3. 当選人調							
当選年月日	当選告示年月日	当選証書 附与年月日	住所	氏名	生年月日	選挙 回数	
平成17年 4月24日	平成17年 4月24日	平成17年 4月25日	深浦町大字深浦字 中沢27番地13	西崎 哲	昭和11年 10月13日	2	

1.7 藤崎町長選挙

選挙を行うべき事由		藤崎町の設置による					
選挙の期日	平成17年4月24日	選挙の期日の告示年月日	平成17年4月19日				
1. 選挙当日の有権者数、投票者数及び投票率等							
性別	選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率	投票総数	左の内訳	
						有効投票数	無効投票数
男							
女					法定供託物	不受理、持ち帰り等	
計							
2. 候補者別得票数							
当落の別	候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	新現前元別	得票数
当	小田桐 智高	男	44	会社員	無所属	元	無投票
3. 当選人調							
当選年月日	当選告示年月日	当選証書附与年月日	住	氏名	生年月日	連続選挙回数	
平成17年4月24日	平成17年4月24日	平成17年4月25日	藤崎町大字藤崎字四本松118番地2	小田桐智高	昭和35年7月21日	2	

1.8 中泊町長選挙

選挙を行うべき事由		中泊町の設置による					
選挙の期日	平成17年4月24日	選挙の期日の告示年月日	平成17年4月19日				
1. 選挙当日の有権者数、投票者数及び投票率等							
性別	選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率	投票総数	左の内訳	
						有効投票数	無効投票数
男							
女					法定供託物	不受理、持ち帰り等	
計							
2. 候補者別得票数							
当落の別	候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	新現前元別	得票数
当	小野 俊逸	男	62	商業	無所属	元	無投票
3. 当選人調							
当選年月日	当選告示年月日	当選証書附与年月日	住	氏名	生年月日	連続選挙回数	
平成17年4月25日	平成17年4月25日	平成17年4月25日	中泊町高根字小金石740番地1	小野 俊逸	昭和17年7月29日	3	

19 七戸町長選挙

選挙を行うべき事由		七戸町の設置による					
選挙の期日	平成17年4月24日	選挙の期日の告示年月日	平成17年4月19日				
1. 選挙当日の有権者数、投票者数及び投票率等							
性別	選挙当日の有権者数	投票者数	投票率	投票総数	左の内訳		
					有効投票数	無効投票数	
男	7,460	5,615	75.27	12,240	12,136	104	
女	8,183	6,626	80.97	法 定 得 票 数	供 託 物 没 収 点	不 受 理、 持 ち 帰 り 等	
計	15,643	12,241	78.25	3,034,000	1,213,600	1	
2. 候補者別得票数							
当落の別	候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	新現前 元別	得票数
当	富士 孝衛	男	72	会社役員	無所属	元	7,355
落	田島 政義	男	61	業種業	無所属	元	4,781
3. 当選人調							
当選年月日	当選告示年月日	当選証書 附与年月日	住所	氏名	生年月日	選挙 票 回 数	
平成17年 4月24日	平成17年 4月25日	平成17年 4月25日	七戸町字古屋敷 117番地9	富士 孝衛	昭和7年 8月12日	5	

20 東北町長選挙

選挙を行うべき事由		東北町の設置による					
選挙の期日	平成17年4月24日	選挙の期日の告示年月日	平成17年4月19日				
1. 選挙当日の有権者数、投票者数及び投票率等							
性別	選挙当日の有権者数	投票者数	投票率	投票総数	左の内訳		
					有効投票数	無効投票数	
男	8,199	6,892	84.06	14,654	14,577	77	
女	8,744	7,762	88.77	法 定 得 票 数	供 託 物 没 収 点	不 受 理、 持 ち 帰 り 等	
計	16,943	14,654	86.49	3,644,250	1,457,700	0	
2. 候補者別得票数							
当落の別	候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	新現前 元別	得票数
当	竹内 亮一	男	67	農業	無所属	元	7,456
落	蛭沢 喜代治	男	71	農業	無所属	元	7,121
3. 当選人調							
当選年月日	当選告示年月日	当選証書 附与年月日	住所	氏名	生年月日	選挙 票 回 数	
平成17年 4月24日	平成17年 4月25日	平成17年 4月25日	東北町大字大浦字 東道ノ上24番地1	竹内 亮一	昭和13年 4月12日	2	

2 3 六戸町長選挙 (電磁的記録式投票)

選挙を行うべき事由		退職の申立による					
選挙の期日	平成17年6月12日	選挙の期日の告示年月日	平成17年6月7日				
1. 選挙当日の有権者数、投票者数及び投票率等							
性別	選挙当日の有権者数	投票者数	乗権者数	投票率	投票総数	左の内訳	
						有効投票数	無効投票数
男	4,260	3,490	770	81.92	7,294	7,290	4
女	4,592	3,876	716	84.41		供託物没収点	不受理、持ち帰り等
計	8,852	7,366	1,486	83.21	1,822,500	729,000	72
2. 候補者別得票数							
当落の別	候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	新現前元別	得票数
当	吉田 豊	男	55	農業	無所属	前	4,237
落	岩米地 繁雄	男	60	農人兼川越積瀬農業組合職員	無所属	元	3,053
3. 当選人調							
当選年月日	当選告示年月日	当選証書附与年月日	住	氏名	生年月日	選挙回数	
平成17年6月12日	平成17年6月13日	平成17年6月13日	六戸町大字下吉田字米沢8番地	吉田 豊	昭和25年3月28日	4	

2 4 田子町長選挙

選挙を行うべき事由		退職の申立による					
選挙の期日	平成17年7月10日	選挙の期日の告示年月日	平成17年7月5日				
1. 選挙当日の有権者数、投票者数及び投票率等							
性別	選挙当日の有権者数	投票者数	乗権者数	投票率	投票総数	左の内訳	
						有効投票数	無効投票数
男	2,933	2,215	718	75.52	4,727	4,622	105
女	3,149	2,512	637	79.77		供託物没収点	不受理、持ち帰り等
計	6,082	4,727	1,355	77.72	1,155,500	462,200	0
2. 候補者別得票数							
当落の別	候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	新現前元別	得票数
当	松橋 良則	男	61	自営業	無所属	新	1,995
落	山本 晴美	男	41	農業	無所属	新	1,544
落	上平 喜四郎	男	66	農業	無所属	新	1,083
3. 当選人調							
当選年月日	当選告示年月日	当選証書附与年月日	住	氏名	生年月日	選挙回数	
平成17年7月10日	平成17年7月11日	平成17年7月11日	田子町大字田子字天神堂向146番地	松橋 良則	昭和18年10月24日	1	

1 横浜町議会議員補欠選挙

選挙を行うべき事由		町長選挙に伴う便乗補欠		選挙すべき議員数		2人	
選挙の期日	平成16年12月12日	選挙の期日の告示年月日	平成16年12月7日				
1. 選挙当日の有権者数、投票者数及び投票率等							
性別	選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率	投票総数	左の内訳	
						有効投票数	無効投票数
男	2,218	1,360	858	61.32	3,037	2,985	52
女	2,339	1,677	662	71.70	法 定 得 票 数	供 託 物 没 収 点	不 受 理、 持 帰 り 等
計	4,557	3,037	1,520	66.64	53,303		0
2. 候補者別得票数							
当落の別	候補者氏名	性別	年齢	職業	党	得票数	
当	石橋 勝大	男	63	無職	無所属	1,492	
当	澤谷 松大	男	54	食料品販売業	無所属	915	
落	白濱 勲	男	62	無職	日本共産党	578	

2 常盤村議会議員補欠選挙

選挙を行うべき事由		村長選挙に伴う便乗補欠		選挙すべき議員数		1人	
選挙の期日	平成17年1月30日	選挙の期日の告示年月日	平成17年1月25日				
1. 選挙当日の有権者数、投票者数及び投票率等							
性別	選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率	投票総数	左の内訳	
						有効投票数	無効投票数
男	2,416	1,859	557	76.95	4,004	3,831	173
女	2,689	2,145	544	79.77	法 定 得 票 数	供 託 物 没 収 点	不 受 理、 持 帰 り 等
計	5,105	4,004	1,101	78.43	68,410		0
2. 候補者別得票数							
当落の別	候補者氏名	性別	年齢	職業	党	得票数	
当	吉村 忠男	男	60	会社社長	無所属	2,066	
落	猪股 清光	男	59	会社社長	無所属	1,765	

3 浪岡町議会議員補欠選挙

選挙を行うべき事由		町長選挙に伴う便乗補欠		選挙すべき議員数	1人		
選挙の期日	平成17年2月13日	選挙の期日の告示年月日	平成17年2月8日				
1. 選挙当日の有権者数、投票者数及び投票率等							
性別	選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率	投票総数	左の内訳	
						有効投票数	無効投票数
男	8,063	5,771	2,292	71.57	12,441	11,956	485
女	9,060	6,670	2,390	73.62	法定得票数	供託物没収点	不受理、持帰り等
計	17,123	12,441	4,682	72.66	149,450		0
2. 候補者別得票数							
当落の別	候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	得票数	
当	清野 達徳	男	64	農業	無所属	6,552	
落	一戸 悟	男	56	農業	無所属	5,404	

4 大畑町議会議員一般選挙

選挙を行うべき事由		議会の解散による		選挙すべき議員数	18人		
選挙の期日	平成17年3月6日	選挙の期日の告示年月日	平成17年3月1日				
1. 選挙当日の有権者数、投票者数及び投票率等							
性別	選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率	投票総数	左の内訳	
						有効投票数	無効投票数
男	3,683	2,472	1,211	67.12	5,727	5,689	38
女	4,155	3,257	898	78.39	法定得票数	供託物没収点	不受理、持帰り等
計	7,838	5,729	2,109	73.09	79,013		2
2. 候補者別得票数							
当落の別	候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	得票数	
当	川端 一義	男	60	精米業	無所属	856	
当	千賀 武由	男	59	無職	無所属	437	
当	目時 睦男	男	59	金銭精練部事務	無所属	425	
当	池田 正利	男	70	会社役員	無所属	322	
当	澤藤 一雄	男	57	漁業	無所属	284	
当	澤田 博文	男	54	無職	無所属	281	
当	杉本 清記	男	71	無職	無所属	267	

5 東通村議会議員補欠選挙

当落の別	候補者氏名	性別	年齢	職業	党	得票数
当	服部 清三郎	男	69	無職	無所属	263
当	久保田 昌司	男	50	無職	日本共産党	261
当	濱田 栄子	女	54	自営業	無所属	258
当	工藤 清四郎	男	68	無職	無所属	258
当	佐藤 司	男	53	飲食業	無所属	240
当	慶長 徳造	男	72	無職	無所属	230
当	毛馬内 光雄	男	69	無職	無所属	219
当	堺 孝悦	男	56	米屋・飲食業	無所属	216
当	柏谷 均	男	59	農業	無所属	215
当	田高 利美	男	42	漁業	無所属	213
当	菊池 清	男	56	商業	無所属	197
落	松井 哲朗	男	58	自営業	無所属	175
落	高杉 隆	男	70	自営業	無所属	72

選挙を行うべき事由	村長選挙に伴う便宜選挙	選挙すべき議員数	2人				
選挙の期日	平成17年3月13日	選挙の期日の告示年月日	平成17年3月8日				
1. 選挙当日の有権者数、投票者数及び投票率等							
性別	選挙当日の有権者数	投票者数	乗権者数				
男	3,337	2,796	541				
女	3,193	2,836	357				
計	6,530	5,632	898				
		投票率	83.79				
		投票総数	5,632				
		有効投票数	5,426				
		無効投票数	206				
		得票数	法定得票数				
		投票率	88.82				
		投票率	86.25				
		投票総数	75,361				
		有効投票数	0				
		無効投票数	0				
2. 候補者別得票数							
当落の別	候補者氏名	性別	年齢	職業	党	派	得票数
当	相内 祥一	男	50	自営業	無所属		1,749
当	坂本 寅藏	男	54	自営業	無所属		1,312
落	二本柳英雄	男	28	自営業	無所属		1,274
落	川村 隆	男	60	漁業	無所属		1,091

5 東通村議会議員補欠選挙

当落の別	候補者氏名	性別	年齢	職業	党	得票数
当	服部 清三郎	男	69	無職	無所属	263
当	久保田 昌司	男	50	無職	日本共産党	261
当	濱田 栄子	女	54	自営業	無所属	258
当	工藤 清四郎	男	68	無職	無所属	258
当	佐藤 司	男	53	飲食業	無所属	240
当	慶長 徳造	男	72	無職	無所属	230
当	毛馬内 光雄	男	69	無職	無所属	219
当	堺 孝悦	男	56	米屋・飲食業	無所属	216
当	柏谷 均	男	59	農業	無所属	215
当	田高 利美	男	42	漁業	無所属	213
当	菊池 清	男	56	商業	無所属	197
落	松井 哲朗	男	58	自営業	無所属	175
落	高杉 隆	男	70	自営業	無所属	72

選挙を行うべき事由	村長選挙に伴う便宜選挙	選挙すべき議員数	2人				
選挙の期日	平成17年3月13日	選挙の期日の告示年月日	平成17年3月8日				
1. 選挙当日の有権者数、投票者数及び投票率等							
性別	選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数				
男	3,337	2,796	541				
女	3,193	2,836	357				
計	6,530	5,632	898				
		投票率	投票総数				
		83.79	5,632				
		有効投票数	無効投票数				
		5,426	206				
		得票数	得票点				
		88.82	不受理、持帰り等				
		得票数	得票点				
		75.361	0				
2. 候補者別得票数							
当落の別	候補者氏名	性別	年齢	職業	党	派	得票数
当	相内 祥一	男	50	自営業	無所属		1,749
当	坂本 寅藏	男	54	自営業	無所属		1,312
落	二本柳英雄	男	28	自営業	無所属		1,274
落	川村 隆	男	60	漁業	無所属		1,091